

## 平成28年第4回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月14日(水)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町政に対する一般質問	9
3番 小杉修一 議員	9
6番 若林光雄 議員	12
2番 林 太平 議員	18
5番 常山知子 議員	21
11番 内海勝男 議員	28
○町長提出議案の報告及び一括上程	34
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	34
・議案第36号 皆野町個人番号の利用に関する条例の制定について	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	40
・議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	41
・議案第38号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	43
・議案第39号 皆野町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第40号 平成28年度皆野町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第41号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○日程の追加	54
○同意第21号の説明、質疑、討論、採決	54
・同意第21号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第22号の説明、質疑、採決	55
・同意第22号 教育委員会委員の任命について	

○同意第23号の説明、質疑、採決	57
・同意第23号 教育委員会委員の任命について	
○同意第24号の説明、質疑、討論、採決	59
・同意第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○議員提出議案の報告及び上程	59
○発議第1号の説明、質疑、討論、採決	59
・発議第1号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやることを求める意見書の提出について	
○総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑	62
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	63
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	63
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	64
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	64
○議決事件の字句及び数字等の整理	64
○閉会について	64
○閉 会	65

○ 招 集 告 示

皆野町告示第83号

平成28年第4回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月8日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成28年12月14日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員
9番	大	澤	径	子	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

## 平成28年第4回皆野町議会定例会 第1日

平成28年12月14日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

6番 若 林 光 雄 議員

2番 林 太 平 議員

5番 常 山 知 子 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第36号 皆野町個人番号の利用に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 皆野町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第21号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第22号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、採決

1、同意第23号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、採決

1、同意第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、議員提出議案の報告及び上程

1、発議第 1号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出についての説明、質疑、討論、採決

1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時05分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 兼 計者 兼 課長	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
参事兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
参事兼 教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時05分)

○議長（大澤径子議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成28年第4回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

○議長（大澤径子議員） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ユネスコ無形文化遺産登録と土曜日が重なり大変にぎわいました秩父夜祭も過ぎまして、ことしも余すところ2週間余りとなりました。議員各位におかれましては、常日ごろから町勢進展のためご尽力をいただいておりますことに対しまして、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

本日は、平成28年第4回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。議員各位を初めとする多くの皆様のご尽力をいただき、9月の慶寿の祝いからみんなの皆野ふれあいまつり、消防団特別点検、文化芸術体験事業の林家たい平公演会などの秋の諸行事も全て滞りなく終わりました。

交通事故死ゼロ日が続いています。11月22日で6年が経過しました。この記録は交通安全団体の啓発啓蒙活動や町民の交通安全マナーの高さによるもので、10年、20年と限りなく続けたい価値ある記録であります。

道の駅みなのおにおいては、オープンして4年余りとなりました。この間客数、売上額も大幅に増加し、大変好調な状況が続いております。先週9日には道の駅入場者が100万人を突破しまして、記念セレモニーが開催されました。

ここで、平成29年度の予算編成について申し上げます。

町の人口減少をいかにして歯どめをかけるかとするまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた予算編成を進めています。

重点施策としまして、1つ、楽しく子育て、元気で長生き対策として、子育て家庭の支援、子供から大人までの健康向上、介護予防と生きがい対策に引き続き取り組みます。

2つ目、安全、安心、快適なまちづくりとして、地域ぐるみの防災、防犯活動の推奨、生活道の整備、緊急車両の通行不能路線の解消を進めます。

3つ目、教育、文化、スポーツの推進として、学力向上とグローバル教育、伝統文化の継承と町民スポーツを推進します。

4つ目、産業の振興としまして、道の駅、花、イベントなどを核とした農業、商業、観光の振興と遊休農地対策、有害鳥獣対策にも引き続き取り組みます。

大方継続の事務事業であります。以上の施策を骨子にした予算の編成を進めています。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり10件であります。よろしくご審議をお願い申し上げます。挨拶といたします。



### ◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

7番 大澤 金 作 議員

8番 新井 達 男 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの2日間と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

9月23日、埼玉県議会議事堂で開催の議員政策研修会に、27日、横瀬町役場で開催の秩父地域議長会第2回定例会に出席しました。

月が変わりまして、10月1日、秩父市歴史文化伝承館で開催の「巨木を語ろう全国フォーラム」に、9日、秩父市吉田で開催の龍勢観光祭に、18日、秩父地方庁舎で開催の三議員連盟第2回役員会に出席いたしました。

月が変わりまして、11月2日、秩父地域基幹道路建設促進並びに水と森林を守る秩父地域議員連盟の国要望活動に、4日、5日、秩父地域議長会研修で神奈川県湯河原町を視察、15日、秩父地域基幹道路建設促進並びに水と森林を守る秩父地域議員連盟の県の施策に対する要望活動に出席いたしました。

月が変わりまして、12月3日、秩父市で開催の秩父夜祭観光祭、秩父祭ユネスコ登録記念祝賀会には副議長に出席をいただきました。

次に、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。皆野・長瀬下水道組合議員会の報告をいたします。

9月27日、平成28年第2回皆野・長瀬下水道組合議会定例会が行われました。会期は27日の1日とし、提出された議案は7件で、1つ、平成27年度旧皆野・長瀬上下水道組合一般会計歳入歳出決算認定、2つ目は、同じく浄化槽市町村整備型事業特別会計歳入歳出決算認定、同じく下水道事業会計決算認定、4つ目は、同じく水道事業会計決算認定について、5番目として、平成28年度皆野・長瀬下水道組合一般会計補正予算（第1号）について、6番目は、同じく浄化槽市町村整備型事業特別会計補正予算（第1号）について、7番目は、同じく下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上審議が行われ、全ての議案が認定、また可決されました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。秩父広域市町村圏組合議員会の報告をいたします。

まず、9月の26、27日と行政視察が実施されました。視察地は静岡県内で、御殿場市・小山町広域行政組合の富士山エコパーク焼却センター、それから静岡市上下水道局水道部でありました。富士山エコパーク焼却センターは、民間事業者が施設を整備し、施設の所有権を組合に移し、その事業は民間事業者が維持管理をするというBTO方式、BTOというのは、ビルド・トランスファー・オペレート、ビルドが建設して、トランスファーが移転、そして運営をオペレート、この頭文字をとってBTO方式という方式でこの焼却センターが運営されておりました。

静岡市においては、人口71万人で、給水戸数が29万戸、水道管の総延長が2,500キロメートル、取水施設が50カ所、配水池67、浄水場12カ所という大きな施設を有しておりましたが、高度経済成長期に急速に整備されたこれらの施設は老朽化が進み、更新需要が増大しているようであります。このような状況の中で、持続可能な上水道事業の実現のために、静岡市水道施設中長期更新計画というものを策定して、その事業を進めていると聞きました。

続いて、11月11日、全員協議会が開かれました。報告といたしましては、1点目、新火葬場の建設工事の進捗についてですが、11月11日の時点で85%が終了、3月の完成の予定です。10月1日から業務が開始されておりますが、駐車場が狭いので、利用の際はバス利用をお願いしたいということがありました。そして、業務ですが、10月1日から、10月では120件、11月、このときは15日時点ですけれども、76件の施設利用がされていると聞きました。また、3月19日には竣工式典が予定されているということになっております。

2点目、高機能消防指令センター設計業務ということですが、現在よりも効率的で効果的な運用、GPSなどを備えた施設を実現するための設計業務を進めているところでございます。

また、3点目として、無人航空機、いわゆるドローンがふじみ野市の(株)エンルートという会社から秩父市へ2機の寄贈がされました。1機は災害対策用の1機、もう一機は訓練のために使うドローンだそうです。

4点目、水道事業の進捗状況ですが、橋立浄水場の更新事業が始まるということ、また旧水資源機構熊本寮跡地1,361.22平米を取得して広域組合で利用するという報告がありました。

続いて、11月18日、秩父広域市町村圏組合議会第3回定例会が開催されました。管理者提出議案7件、一般質問4件がありました。主なものは、平成27年度の一般会計決算の認定であります。歳入額は4億3,536万6,607円、歳出が33億2,496万6,712円、差し引きで8億1,039万9,895円、繰越明許5億6,828万2,500円、翌年度繰り越しが2億4,211万7,395円という決算の報告があり、認定をされました。

以上、秩父広域市町村圏組合議会の報告とさせていただきます。

○議長(大澤径子議員) 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら報告をお願いいたします。

○町長(石木戸道也) ございません。

○議長(大澤径子議員) これをもって諸般の報告を終わります。



### ◎町政に対する一般質問

○議長(大澤径子議員) 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

[3番 小杉修一議員登壇]

○3番(小杉修一議員) 3番、小杉修一です。

先日感動したことがありました。11月20日に第16回皆野病院祭が地域の皆様のご協力のもと盛大に開催されました。いろいろなイベントがあったのですが、「糖尿病について」という講演がありました。そこで、皆野町健康福祉課梅津順子主幹が大変すばらしいお話をされたことです。お見事でありました。残念ながらお聞きになれなかった方もおられるようなので、お知らせいたします。皆野町健康福祉課梅津主幹

チームによる糖尿病予防の活動は全国的にも注目されていますが、今後の活躍が期待されますので、特に健康福祉課長には一層のサポートをよろしくお願いいたします。

そして、先日秩父夜祭の山車がユネスコの文化遺産に登録されたこと、この場からお喜び申し上げます。ことしはさらにすごい盛り上がりでしたが、そのお祭りも過ぎ、いよいよ年の瀬を迎えましたが、来年に向けてまた気合いを入れていきたいと思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。質問の1項目は、空き家対策を有効に進めるためにであります。先月10日、議会と執行部で新潟県見附市の空き家対策を研修してきました。大変真剣な取り組み方であったこと、またそれを実践するための条例を既に整備されており、その内容もなかなかのものであること、感動いたしました。当町では9月定例会でお聞きしましたが、空き家の情報が区長さんを経て集約されたようですが、①、あれから3カ月過ぎ、どのように対応されていますか。②、見附市のような有効的な条例が整備されたほうがいいのではないのでしょうか。見附市で聞いたような迅速性が望まれますが、その辺の気合いあるところをお聞かせください。

次に、質問の2項目、議会だよりがモノクロであることについてであります。年4回広報常任委員会が皆野町議会だよりを発行しております。編集のとき毎回表紙にも力を入れているのですが、それは町民の目にとまるよう、いい写真を使ってつくっているのです。毎回ごらんいただいて皆様に感謝申し上げますところなのですが、編集側としても、町民からのご指摘もあるように、現在のモノクロの表紙では時にぱっといたしません。

①、現状のページ数でモノクロをカラー印刷にした場合、予算的にどのくらいの増額でしょうか。

②、明るい皆野町のイメージで、この際カラー印刷にできないか。ちょっと残念ですが、仮に4回のうち一、二回ならいかがでしょうか。ぜひ早急にご検討いただきたいのであります。

少子化だとか、高齢化だとか、何かと寂しいことが言われておりますが、21世紀の時代におくれないよう、この際ぱっと明るい答弁をお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 3番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づきましてお答え申し上げます。私からは、2番目の議会だよりのモノクロに対する質問にお答えします。

まず最初に、参考といたしまして、毎月発行の町の「広報みなの」について申し上げます。広報紙発行の目的、使命は、町の事務事業が町民の皆様に正確に、タイムリーに、そして読みやすい形で周知できるかにあります。このようなことを基本にしまして町の「広報みなの」は編集委員会において編集しております。カラー刷りについては、過去に正月の表紙をカラー刷りとした時期もありましたが、リフレッシュプラン05により行政改革の経費節減の一つとして、表紙のカラー刷りは基本的には1色刷り、モノクロといたしました。カラーにふさわしい記念すべき祝い事や、表紙をカラーにすることで的確に表現できるか、逆にモノクロでは表現が難しいかなどによりカラー刷りとする場合もあります。最近では大淵の前原の不整合が県内48年ぶりの天然記念物指定という記念すべき祝い事であり、断層写真がモノクロでは表現が難しいため、カラー刷りの表紙にしましてわかりやすくいたしました。基本的にはモノクロで要件が足りるものはモノクロとしております。

町の議会だよりは議会広報常任委員会において年4回、皆野町議会の経過や内容を正確に町民の皆様にお知らせするため編集、発行しているものと理解しております。議会だより発行以前は、「広報みなの」

の中において議会の内容を掲載し、町民に周知しておりました。4年前から議会だよりは議会において広報常任委員会において編集していますので、カラー刷り等含めました編集に関することについては申し上げる立場にありませんので、議会においてよく検討、議論していただきたいと思います。

なお参考に、昨年12月の「広報みな」前原不整合の表紙カラー刷りでございますが、その経費は51万2,000円で、モノクロより6万円増でありました。

なお、カラー刷りにできないかとのことでございますが、議会だよりの表紙をカラー刷りとする議会からの予算要求がありましたら、予算査定時においてその内容、効果等よく検討し、適正に対応してまいります。

1番の空き家対策については総務課長から答弁いたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんから通告のありました空き家対策を有効に進めるためについてお答えをいたします。

初めに、9月議会から3カ月が過ぎ、どのように対応されていますかについて。9月定例会における一般質問での回答では、空き家等と思われる建物の数は266件とお答えをいたしました。その後全ての行政区の調査が終了いたしまして、空き家等と思われる建物の総数は311件となっております。調査の結果、皆野地区、国神地区における家が傾き倒壊のおそれがあるもの8件、ブロック塀等が傾き倒壊するおそれがあるもの3件がございましたので、現地での状態の確認を行いました。その結果、既に建物が解体、除去されているものが1件、ブロック塀については適正な管理を既にお願しているものが1件ございました。現在二次調査を行っております。この調査は、地方創生加速化交付金充当事業で実施をしております移住可能住宅の現況調査業務委託に加えて行っております。調査の内容は、第一次調査で行った使用実態や周辺に及ぼしている悪影響等の調査と、空き家等の所有者へのアンケート調査もあわせて行っております。第二次調査の結果から空き家等と認められるか認められないかを判断し、空き家等と認められた場合は、さらに特定空き家等としての調査を行うこととなります。

次に、有効な条例の整備について。地方公共団体が制定をしております空き家対策に関する条例を見ますと、空き家の所有者に対してその適切な管理を義務づけることにより生活環境の保全と地域の防犯を目的としたもので、それが履行されずに空き家が管理不全な状態にある場合に、所有者に対し行政が指導や命令を行うことを規定をしております。さらに、所有者が命令に従わない場合は、その氏名を公表するなどの措置を盛り込んだ条例となっております。

このほか、11月の常任委員会で行政視察をいたしました見附市のように、地域の実情を踏まえた規定を追加している条例もございます。

本町におきましても、今後空き家対策を推進していくためには、現在行っております二次調査の結果と特定空き家等の調査結果の実情を踏まえ、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めた条例の整備を進めなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 2つの問題ともある種の方向性を持ってそれに進んでいってほしいというところではありますが、ただいまの空き家の件に関しましては、ご答弁いただいた総務課長も見附市に

同行いただきまして、見附市の迅速性のある取り組みについてお聞きいただいているので、その辺は大変感じたところを共通できているかと思うのですけれども、皆野町266件が正式に集計が終わった時点でやはりまた大変ふえまして311件とお聞きしましたけれども、これはだからどんどんふえていってしまう感じがします。やはり早く方向性出して、それに対応できる条例なり検討されていかれたらいいのではないかなと思います。危ない貸し家が現実ふえてくるわけで、通りの端にあるとそれが危害を及ぼす、また放っておいても、最近残念ながら少ないのですけれども、子供はああいうところ見ると喜んで入っていくわけでありまして。自分たちはそうだったと思いますけれども、探検なんて言って、総務課長も探検とかされている世代だと思うのですけれども、そういうふうにしてもらってもいいような気もするけれども、そういう子が今なくなってしまうと残念ですけれども、そういう子が行ったときに余り危ないのも非常によくないので、対策を進めていただくということでもよろしく願いいたします。その方向性でぜひよろしくお願いいたします。

それから、我々がつくっている議会だよりですけれども、私のほうから町報が先にどんどんやってきて言いたいところもあるのですけれども、町報は年12回で、また経費的にも大変なのかなと思うのですけれども、ご答弁いただいたように、我々で要望したら前向きに考えていただけるというご答弁だったような気がいたしますので、この際我々の意見をまた検討、集約いたしまして、ぜひその方向に私としてはお願いしたくなるかと思うので、よろしく願いいたします。

大変町報も議会だよりも町民の人が楽しみにしている部分もあるので、大いに見て見やすくなる、見て感じがいいやつを目指していきたいと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。実際のところ写真を取り入れたりしてやっぱりやっていたほうがいいわけで、表紙はいつももう例年どおり、町報もそうですけれども、写真なので、我々はいろいろ皆野町の観光スポットとかをみんなで一生懸命相談して取り入れて、前は町の写真愛好家の方もたくさんいるということをお願いして、破風山からの雲海を取り入れました。雲海は白黒でいいのですけれども、時に本当にカラーでないとはっとしないというのがありますので、その辺よろしく願います。

雲海のときの余談になりますけれども、あれは武甲山のほうを向いて撮られた雲海です。美の山のほうを向いたほうがいいのではないかと、美の山のほうを別に向かなくも、秩父盆地、雲海はもっとスケールが大きいですから、秩父盆地を向いているので一向にいいのではないかなんていう意見のもと、武甲山を向きたい写真を提供していただいたので載せることができました。

そんなわけで、いろいろ皆さんの、課長さんの中にもいい写真を撮ったりするの得意な方もおられたりもしましたら、ぜひ提供いただいて、検討して、いい写真はどんどん載せる方向でやっていきたいと思っております。そのときぜひカラーでよろしく願いいたします。来年もよろしく願いいたします。来年度の早い時期にそれを実現させたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、6番、若林光雄議員の質問を許します。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

ます。

ユネスコの無形文化遺産として登録されました秩父夜祭も天候に恵まれまして、そしてまた大勢の観光客を迎え、大変にぎやかに実施されました。その後ことしももう残り少なくなりました。

ここで、今回久しぶりに質問をさせていただきます。私の町政に対する信念でございます安心、安全なまちづくりに基づきまして、通告した2点について質問いたします。

最初に、地域の安全を守る防災活動についての中の一つとして、地域防災の底上げについて伺います。町民の生命、財産、また身体を保護する消防団活動として、火災シーズンを前に皆野町消防団特別点検が11月13日に実施されました。150名の団員の出席のもとに閲団、そして部隊点検、機械器具点検、また消防操法の競技会、放水訓練等、日ごろの訓練成果の活動内容が実践をされました。その成果といたしまして、町長石木戸点検者の講評の中では極めて優秀であると高い評価をいただいたわけでございます。見学していた町民の一人として、消防団の、またその消防力に力強く感じ、安堵した気持ちでございます。消防協会の秩父支部長の浅見秩父市消防団長も点検にご出席いただきました。消防に対する町の姿勢の高さに大変驚き、大きな評価をされておりました。

当町におきましては、分団の再編も今年度にて終わり、各分団の詰所、車両の入れかえ等も完全実施の見通しにございます。そして、消防団員の処遇の改善といたしまして、年俸、退職金の見直し等も実施されました。また消防OB隊の活動につきましても、機械器具の取り扱いもできるような形で見直しもされました。団員の到着後に交代する体制も整う中で、大きなこの改革をされまして、地域内防災に大きな期待が持たれているところでございます。

ここで、質問をいたします。詰所、車両の整備が完了し、改善も実施されましたが、今後の課題の一つといたしまして、万一昼間の火災が発生した場合、消防団員の中で町に在勤されている団員が何人おられるのか、また町職員で団員として活躍していただいている職員が何人いるのか、最初にお聞きしたいと思います。

また、火災時の連絡方法として現在防災無線が活用されております。それ以外の方法といたしましては、携帯電話によりますところの安心・安全メールが活用されていると思います。この安心・安全メールの登録されている団員が何人おられるか、確認をされていたら教えていただきたいと思います。

次に、点検の後の11月15日の埼玉新聞の1面に、機能別消防団組織が県内6市町にあり、地域防災力の補強する組織として活動しているとありました。秩父地域にて長瀬町、小鹿野町には組織があり、活動しているということでしたが、どのような活動をされているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

また、当町においても11月の6日実施の皆野横丁のパンフレットの広告の中に、女性消防団員の募集をされておりました。地域の安心、安全を守る消防団にあなたの力が必要ですよという形でございました。私も女性消防団員は必要であると思います。今現在どのような状況であるのか、女性消防団員の見込み等についてわかることありましたら教えていただきたいと思います。

2項目めとして、有害鳥獣対策と駆除について質問いたします。現在町内の山間部におきましては、ふえ過ぎた鹿の食害による森林破壊、またイノシシ、鹿による農作物被害は深刻でございまして、狩猟やわなによる駆除では追いつかない状況にございます。町内の農業関係者、また家庭菜園を楽しむ人たちは現在有害鳥獣に対して大変な脅威を感じるとともに、大きな被害を受けております。夏ごろ鹿の影響でうちの家の裏のナス、キュウリが食べられた、またミカンの樹皮が食べられて枯れてしまったと、また秋にな

るとサツマイモ、モロコシ、野菜等、イノシシに荒らされて栽培意欲がなくなった、そしてまたはでに干したお米においては、最初下側から引きずり落としては食べていたけれども、ある夜にはでを全部倒して全部食べられてしまったと、啞然とする農家もいたと聞いております。また、ある町民は、鹿が乗用車に追突して大きく車が大破した、修理費に40万円もかかってしまったというお話も今聞こえてくるこの今現在、このように町民にとってはイノシシ、鹿の被害は大きく、今後の対策が必要でございます。町政においてはどのような対策、対応を考えているのか、伺いたいと思います。

また、有害鳥獣駆除におきましては猟友会に頼らなければなりません。ここに会長の大澤金作議員もおられますが、現在町内に猟銃の所持者、そしてわなの有資格者合わせた猟友会の会員が何人おられるのか、わかったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 6番、若林議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番の地域の安全を守る防災活動についての質問の中の1番の地域防災の底上げに役場職員の活動が必要と思われるが、どう考えているかについてお答えをいたします。皆野町の防災については、皆野町地域防災計画により基本的な災害に対する対応等を定めています。皆野町の過去の災害においては、明治初期からの幾たびかの集落の大火、台風による洪水被害、最近では豪雪による雪害などが挙げられます。東日本大震災以後特に大地震への対応が求められています。これらの町の災害対応については、皆野町消防団が中核となっています。「消防活動は人なり」と申しますので、以前から町職員においては、町内に住所を有する男性職員には採用時に地元消防団に入団するよう要請しております。現在該当職員は全員団員として地元消防団員として活動をしています。団員確保が難しい中、今では若手団員の過半数が町職員という分団もあります。以前から町ではこのような形で消防団の人的強化を率先して図っています。

また、昼間勤め等で人員確保が難しい問題については、OB団員が正面から消防活動ができるような対応を講じていきます。

役場庁舎に消防車両を備えた役場職員による常備消防化については、若林議員からはかねてからご提案をいただいております。おおむね理解はできますが、消火活動、災害対応などは生命にかかわる危険な活動であります。安全が確保された的確な指揮命令系統が求められます。このため、消防団長の指揮命令などの統率の複雑化が懸念されます。また、現在再編強化を進めている各分団の弱体化が想定されますので、慎重に研究してまいりたいと思います。

2番の機能別消防団の創設について申し上げます。皆野町消防団に見合った女性消防団員やOB団員の持ち味を生かした活躍が効果的に発揮できるような機能別消防団とすべきと考えます。このような実効ある機能別消防団の創設に向けて、消防団長の意見も踏まえてともに考えていきます。

2つ目の農作物の食害対策についてお答えします。最近特に鹿、イノシシ、ハクビシンなどによる被害が広がっています。町としても猟友会にお願いをし駆除していますが、個体の減少までには至らず、増加傾向にあります。このようなことから、駆除についても引き続き猟友会とも連携しながら進めますが、駆除対応だけでは限度がありますので、それぞれの耕作者等における自主防衛をしっかりとすることが第一と考えます。その支援として、現在の防護柵等に対する補助制度をさらに強化したいと考えています。

いずれにしても、猟友会の専門意見等を踏まえて効果ある有害鳥獣対策を進めてまいります。

その他防災活動の実情、人員であるとか活動内容等、あるいは農作物の被害実態等については担当課長

から答弁をいただきます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 6番、若林議員さんから通告のありました地域の安全を守る防災活動についてお答えをいたします。

災害に対し被害を最小限に食いとどめるためには初期段階での対応が重要であり、特に地域に精通している消防団員の活動が大きな役割を担っております。現在皆野町消防団員は202人おります。そのうち町内事業所等に勤務している団員は82名です。

皆野町役場職員の中で皆野町消防団に入団している職員は27人おります。分団別に見ますと、本部付が3名、1分団1部4人、1分団2部9人、2分団6人、3分団ゼロ、4分団2人、5分団3人となっております。

次に、消防団員の安心・安全メールの登録者数についてですが、団員202人のうち登録者は155人で、登録率は76.7%となっております。

次に、機能別消防団について、消防団には機能別団員と機能別分団があり、ともに基本団員の活動を補完する役割を持つものであります。特定の活動、役割に従事するほか、訓練等で団員としての技術、知識も習得をしております。本町におきましては、消防団OB隊が組織され、消防団活動の支援が行われておりますので、このことは地域防災の底上げにつながっていると言えます。

長瀬町と小鹿野町の機能別分団の設置状況について聞き取りいたしましたところ、長瀬町では、消防団を部長級以上で退団をした役場職員11人による特別団員が日中の火災対策、出身部の支援等を行っているとのことでございます。小鹿野町では、役場職員及び本部員OB8人から成る特別分団により消火活動の後方支援を行っているとのことでございます。女性消防団員につきましては、長瀬町では4人が本部付一般団員として、小鹿野町では10人が本部付機能別団員として、ともに後方支援を行っているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 6番、若林議員さんから通告がありました農作物の被害状況についてお答え申し上げます。

農作物の被害状況でございますけれども、平成26年度、27年度の2カ年の平均数値で被害状況を申し上げます。全体の被害額でございますけれども、約500万円、被害量約20トン、被害面積2.4ヘクタールに及んでおります。農作物の被害金額を種別で申し上げますと、果樹55%、野菜35%、芋類等10%となっております。駆除につきましては、銃やわなの免許が必要なことから、北秩父猟友会皆野町有害鳥獣駆除実施班に委託して、54名の方をお願いしております。従事の資格につきましては、鉄砲のみ29名、わなのみ7名、鉄砲とわな両方を所持している方が18名ございます。

農作物の農家に対しましての状況でございますけれども、埼玉県と連携を図り、地域に出向き有効な柵の設置の研修会等を開催したり、町の補助制度の利用の促進や駆除実施班にくくりわななどの支給を実施をしております。また、定住自立圏を財源にするところによる秩父地域鳥獣害対策協議会においても防護柵等の支援を行っております。

次に、従事者の減少対策でございますけれども、従事者の増員といたしまして、猟友会への補助は銃、わななどの新規狩猟取得免許の経費についての補助をし会員の確保をしておりますが、しかしながらなかなか若手の確保は難しい状況でございます。会員の狩猟免許の更新経費としても補助を行っております。狩猟の担い手を確保するために、埼玉県で実施している猟友会の猟の免許の受講者に向け、猟の知識や技術に関する講習会について今後広報等でお知らせし、狩猟免許の取得を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

再質問といたしまして、まず最初に地域防災の底上げについて、先ほど町長から答弁いただいたわけですけれども、やはり一番期待されるのは町職員であると思います。昼間の町内の在勤消防団員が82名と伺いました。その中に町の職員が27名いるということでございます。町職員の場合は、通報と同時に出動が可能でございます。過去の火災現場等を見ましても、日中においては町職員である団員の皆さんが大勢消火活動に活躍をされております。また、さきの点検におきましては、役場職員である団員が大勢ポンプ操法に出場して大活躍をし、優秀選手にも輝いております。また、夏の秩父支部の操法大会におきましても優秀選手賞になるなど、卓越した技術を備えた優秀な団員が町職員におります。有事の際、今お話がちょっと出ましたけれども、役場特別分団として、例えば今ある車両の中で1分団2部のタンク車、そして2分団にある水槽車、これあたりを活用して、また役場の職員が分乗して出動していただき、初期の消火活動を行う中で、団の幹部、またその部署の団員が到着した後は順次交代して、そしてその所属分団にて継続して消火活動を行う、このような形が実践できれば被害も最小限に抑えられるのではないかと思います。確かに以前私も役場の中に特別分団の車両を置いていかなものかという提案もさせていただきましたが、いろいろ考える中で、今ある車両の中で役場の職員が機動的に動ける1分団の2部のタンク車、または2分団の水槽車あたりを活用して火災出動する、そして最小限な初期消火を実施するというような形ができればと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） こうした質問につきましては、過去に若林議員からは質問を受けた経過もございまして、先ほどの答弁の中でも申し上げたのですが、今分団が再編をいたしました。再編をした一つの理由としても、やはり1つの部では出動ができないというようなことがあるので、分団を1つの部にしようと、こういうことから再編をしたわけでございます。なおそれでも出動が難しいような残念ながら分団もあるわけですが、役場の特別分団をつくった場合のことも考えてみましたが、そうすることによってより分団の弱体化に走ってしまうとか、なってしまうと、こういうことも懸念されます。そんな関係もありますので、当然災害、火災が発生すれば役場の職員はすぐ出動ができるわけですから、その現場に行って活動をすると、こういうことで、その役場特別分団につきましては、消防団長を含めてしっかり研究してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） ありがとうございます。早い時期に消防団幹部関係者と検討し、実施するような形でご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、安心・安全メールについてでございますが、火災時の防災無線だけでは発生時の広報という形であって、経過状況はなかなかわかりません。せんだって12月2日の日に秩父市の火災におきましては、大

分火災が何カ所かであったというような形の中で第2出動がかかりまして、これについては安心メールにおきまして出動の要請もございました。このような状況から、今76.6%とお聞きしましたが、団関係者を含めた形の中で、大概の団員が今携帯をお持ちだと思いますので、その辺の安心・安全メールの登録関係をできれば全員ができるように教育指導していただければと思いますので、よろしくをお願いします。ここは答弁は結構でございます。

また、次に機能別消防団員でございますが、確かに皆野町の場合もOB隊の活動もでございます。たまたま埼玉新聞に載っていたのが小鹿野と長瀨というような形で郡部の関係ありましたので、私も皆野の場合はOB隊もあるのになというような形も感じたわけですが、その辺についてお聞きしました。内容的にはよくわかりました。

今まで女性消防団員の関係につきましては、当町でも婦人防火班というような組織が何年前、10年も昔ですけれども、ありまして、大変な活動をしていただきました。確かに今ここに女性消防団員がいれば、せんだっての点検におきまして役場職員の皆さんが朝早くから出勤して、そしてまた司会進行等お手伝いいただかなくも、女性消防団員の中で司会進行もし、また防火に対する広報活動もできるのではないかとこのように考えております。ここも早い機会にそのような形づくりができればと期待するものでございます。お答えのほうは結構ですので、極力推進をしていただきたいと思います。

次に、2番目のほうの関係、有害鳥獣の関係の再質問をさせていただきます。昔十数年前にはイノシシ、そして鹿を見れば大変また珍しく、興味を持って話を聞いたころをまた懐かしく思うものでございますが、現在この自然界の生態系の変動によりまして、今後においてはますます多く発生してくるのではないかと考えられます。出たものをその対策だけを考えるのではなくて、やはり事前に駆除する、そのほうが必要ではないかというふうに考えます。今まで農家の人たちも農業を営む者も、また家庭菜園を楽しむ者も、なかなか出てくるイノシシ、鹿の被害という形の中で仕事に張り合いもなくなります。そんな中で、せんだって10月28日の埼玉新聞にございましたが、こんなこともありました。埼玉新聞に記載されていたことでございますが、オオカミの関係ですが、これは山里を荒らすイノシシや鹿よけとされておりまして、町場においては盗賊よけ、または火防よけというご利益があるとされて、三峯神社とか、またこの叢山神社等においても古くから庶民の信仰を集めていたということでございます。オオカミは明治の終わりごろ姿を消してしまったと言われておりますが、全国でこのイノシシや鹿、猿の食害対策について、オオカミフォーラムが開催されて、本県においても生態系回復のためにオオカミの導入、輸入しかないのではないかと同協会の県の支部長も言っているというようなこんな記事もございました。これは本当に全国的な深刻な問題であると思います。

現在狩猟やわなによる駆除を実施していただく猟友会の皆さんも年々確かに高齢化が進み、今後の対策が苦慮されているところでございます。先ほどお話もいただきましたが、駆除していただくその猟友会の人たちへの委託料の増額、また捕獲従事者の増員のための新規または更新時の資格の取得の補助金の強化、この辺をいま一層考えていただいたらいいのではないかなど。やっぱり出てきたものに対して対策するのではなくて、事前に、この山里へ出てくるものをふやさないようにするという根本的なことも必要かと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今質問者からオオカミの話が出ましたけれども、これにつきましては私も承知をしておりますが、しかし日本には絶滅してしまっているオオカミを外国のオオカミを受け入れるというか、

そしてそれを山野に放すというような話も聞きましたけれども、そのことが今度は人に対する脅威、あるいは家畜に対する被害というようなことをも当然考えなければならぬだろうと思ひまして、即それがというのはいかがかなという思ひもしておりますが、さてその猟友会員等の、あるいはわなを取得する人たちへのその補助というようなことは今でも手厚くやっておるつもりでおります。これは我が町だけでなく、県でもそういう方向で取り組んでいただいておりますが、やはり生きているものを殺害するということが嫌われるのか、なかなか若い人が取得をしていただけません。

ただ、自分の畑の作物については、その耕作者がわな等を仕掛けることについては資格をたしか取らなくも、よその畑まで行ってかけるということは禁じられておるようですけれども、自分の畑のものを守るという点については、その免許の取得も必要ないというような話も聞いております。そういうことから、より多くの方々にそうしたことを啓蒙していきたいと思っております。猟友会員の多くの方の銃あるいはわなの取得についてはぜひお願いをしたいと思ひますので、恐らく議場におられる議員の皆さんもこのことについては誰もが共通した認識を持っておると思ひますので、多くの方々に取得をしていただけるような形でPR等をしていただければありがたいと思っております。残念ながら決め手は今のところ見出せないのが現実でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 大変ありがとうございました。確かにこの問題につきましては、当町の問題だけではなくて、秩父定住自立圏の中ですか、県全体で考えるべきことだと思います。定住自立圏の中でも700万円ばかりの予算措置もしてもらってあるようですけれども、いかんせんなかなか何ととっても有害動物が大変出てしまっているというのが現実でございます。今後の取り組みについては、これは町独自の施策をあわせて、各方面への施策等も十分な検討を加えてもらいながら、町民が安心して農業経営、また家庭菜園が楽しめるよう、またそのできる対策をお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平。質問させていただきます。

質問に先立ちまして、先ほど町長の挨拶の中にもありましたとおり、皆野町は6年間死亡事故ゼロだという話がある、そしていろんなところで、通学路についてもいろいろ検討しているという話がありまして、私の質問につきましても、これをなお一層飛躍させるための質問だと思つてとってもらえればありがたいと思ひます。

最近新聞、テレビ等で年配者の交通事故が多く報道される、そしてテレビを見るたびに人ごととは思えない事故が多く報道され、皆野町でも集団登校時狭い通学路を通う児童など心配されますが、私は誰しもが行く道、ましてや年配者になればなるほど自信過剰になり、同居家族、地域外で暮らしている家族がみんな心配している。よく私もうちの年寄りももう免許証を返せばいいのだけどなという人がいっぱいいる

のも実際聞いております。先般私も娘に初めてお父さんもう車の運転は遠くへ行って運転するのはよしたほうがいいのではないかと、相当ショックを受けました。でも、これについては私が質問する以前に私がそういう子供に心配させたのだなということもわかります。

そして、町報等で注意喚起をしてもらうということが私の提案でありまして、車の車中の中に会社等で運転するときの10原則とかというようなことがよくステッカーで張ってあります。私などの会社でも右よし、左よしなんていう文章でいっぱい載っておりますけれども、多分あんなに書いたのでは年配者になると見るのにもおっくうになると思いますので、この間はたまたま現場で見ただけですけれども、大手のミサワホームさんの会社の車の中に、大きな車で何が書いてあるかと思ったら、重要書類を忘れるなど、それだけ書き書いていないステッカーが張ってあるのを見ました。これから皆野町においても年配者に優しい文章、絵柄にして、お子さんやお孫さんが見て、じいちゃん、ばあちゃん、きょうは運転は気をつけてよというようなステッカーみたいなものを張ってもらって注意喚起してもらうような形をとってもらえればいつも私は思っております。

そして、先般新聞に出ていた記事によると、高齢者ドライバーの事故の中で69歳から79歳の方で事故が23人、80歳以上の人は1人だったそうです。それは、運転者が80以上は少ないにしても、やっぱり一番は65歳から79歳ぐらいの人が運転するのに、家族に言われなくも多分自信過剰で運転している人のほうが多いと思います。私もそうで、脇へかみさんが乗っていて、右、左なんて言われると何かむかっとくる、大概の人がいつお茶飲み話してもみんなそうに言いますので多分皆さんも同じだと思いますので、ぜひそういうことを言われる前に車の中に何か注意喚起する、また標語でも募集して、町全体で皆野町は、先ほども言うとおおり、高齢者住みよい環境の中で住みよい社会とかいろいろ掲げておりますので、ぜひ募集をして、誰が見ても、よそで暮らしているお子さん、家族にしても、じいちゃん、ばあちゃん、大丈夫かいと電話で、皆野町はこういう活動をしているというけれども大丈夫なのかいと言ってもらって、車に乗ったときにはブレーキ、アクセルとを1回、それとこの間聞いた話で一番思ったことは、東京でタクシートの運転手をしていた人が秩父から軽の乗用車で出かけて、無意識のうちに東京まで行ってしまったと。それで、帰る道がわからなくなってたまたま娘さんに電話をしたら、娘さんも家族もぶったまげて、どこにいるのかと思ったら東京だと。では、そここのところを動くなど、携帯電話でそこ動かず待っているというので、鶴ヶ島の家族が迎えに行っているいろいろして連れてきたという話も聞きました。それは、本人は運転するのはちっとも何でもなく、支障なく多分行ってしまったらしいのですけれども、その辺の話を聞くにつれ、今皆野町の中にも高齢者の運転、高齢者というのは私は嫌だから年配者と言うのだと言っているのですけれども、年配者の運転者が多くいます。

そして、埼玉県警あたりの文章によると、免許証返納制度もあるがというようなこともっておりますけれども、多分皆野町の地域の中においては、免許証を返してしまうと困る地域、環境上どうしても困ると思いますので、あえてその返納制度は考えなくも、町としてみんなで注意し合える環境をつくるには、やっぱりステッカーとか車の中に何か注意喚起するようなものをやったり、先ほども言うとおおり、家族がすぐ一言かけられるような状況にしてもらえればと思いますが、それについて答弁をよろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 2番、林議員さんから通告のありました高齢者運転者の死亡事故増についてお答

えをいたします。

本町における10月31日現在の65歳以上の運転免許証の所持者は2,129人となっております。神奈川県横浜市の市道で10月28日の朝、通学途中の小学生の列に87歳の男性が運転する軽トラックが突っ込み、8人の児童がけがをし、その中にいた小学1年生の男子児童が死亡したという痛ましい事故がございました。その後も高齢運転者のアクセルとブレーキの操作ミスによる事故のニュースが伝えられております。これらのように、高齢者が事故の被害者だけでなく、高齢者が交通事故の加害者となるケースがふえております。現在70歳以上の運転免許証の更新では、所定の講習を受講しなければ運転免許証が更新できないことや、75歳以上では講習予備検査とその後の検査の結果によっては免許証が受けられないなど厳しくなっております。高齢運転者は運転免許証が更新されましても安全運転を徹底し、常に身体や認知機能の変化をしっかりと自覚をし、その変化の度合いやご家族との話し合いによって車の運転を続けるかやめるかの判断をしていく必要があると考えます。

交通事故の対策としては、林議員ご質問のとおり、通学路等のハード面の整備のほか、啓発活動のソフト面の対策が重要であると考えます。高齢運転者への啓発活動は秩父警察署が行っております高齢者の交通事故防止対策の一環として、65歳以上の普通免許の所持者を対象にした高齢者四輪体験スクールへの参加を呼びかけております。本町からは去年は15人、ことしは14人が参加をしております。交通安全母の会の会員の皆様には高齢運転者の交通事故の防止につなげる活動として、車の運転にさまざまな影響を及ぼす身体や認知機能の変化を自覚し、自分の運転の方法を見直していただくためのドライバー危険度チェックシートを高齢者の世帯を訪問してお渡しをしております。町の「広報みなの」を使って交通安全に関する啓発は定期的に行っておりますので、高齢者運転者の交通事故に関する内容を加えるなどし、高齢運転者に自分の運転を見直すきっかけを与える啓発を行っていきたくと考えます。

今後の高齢者の運転死亡事故防止策については、既に国において法改正による高齢者の運転死亡事故解消に向けて動きがございました。埼玉県においても高齢者の運転免許返納や返納後の生活の足の確保などの多面的な高齢者の運転事故対策を検討する会議を立ち上げるとのことです。町におきましても国、県の動向を踏まえつつ、町の実情に合った高齢者の交通事故対策を検討してまいります。あわせて年配者に優しい文章や絵柄でお子さんやお孫さん、家族から笑顔でお互いに注意ができるステッカーにつきましても検討をしております。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今答弁をいただいて検討していただけるということなので、ぜひステッカーにつきましては、もみじマークは外から見ればわかるのですけれども、運転している人は自分で乗ってまず最初何をするか一目見てわかるようなものを、余りくどい文章でなく、ちょっとしたものを張っておいてもらって、ぜひ皆野町の、先ほど言った年配者が多い中で事故のないようで、それで6年間続いている交通死亡事故ゼロがもっと続くような形、そして誰しものがみんな自分も同じ考えで事故を起こす、起こさないとは限りませんので、皆さんで注意していただくようにぜひステッカー等については早目に車の中に見えるような形で皆さんに配っていただきまして、皆野町はこういう活動をしているのだなということをぜひしていただければありがたい、それでよい答弁をいただきましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大澤徑子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時41分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、安倍政権の暴走が続きます。TPP環太平洋連携協定の承認案と関連法案が発効の見通しのないまま参議院で承認可決されました。また、人の不幸で成長戦略と言われているカジノ法案、際限のない年金削減が盛り込まれている年金カット法案、国会の会期を延長してまで押し通そうとしています。きょうの14日までの会期で審議も尽くされないまま、数の力で法案を押し通す政府与党の姿勢は異常としか言えません。また、社会保障費の削減を進める安倍政権は、医療や介護の負担増の案を次々と打ち出しています。介護保険の発足から以来15年、ずっと1割だった利用料が昨年8月、一定以上の所得の人は2割へ引き上げられました。今度の案は3割負担の導入が盛り込まれました。また、医療分野においても医療費負担に上限を設ける高額療養費制度では、70歳以上の負担引き上げ、また75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の段階的廃止などを来年度から実施する方針を示しています。今でさえ負担の重さに悲鳴が上がっているのに、さらに負担増となれば私たちの暮らしはますます大変な状況になるのは目に見えています。

それでは、質問に入ります。3項目あります。1番目は、地域住民の交通手段を確保するためです。地域の高齢化が進む中、高齢者の交通手段をどう確保していくのか、また小中学生などを含めた地域住民全体の交通手段をどうしていくのか、この間検討していくための会議をつくるよう質問してきましたが、当町には皆野町地域公共交通会議、略して交通会議が設置してあります。この交通会議について質問します。交通会議の目的、開催の回数、また内容についてお聞きします。2つ目は、町の公共交通について、今後のあり方をどう考えているか、お聞きします。

大きな2つ目は、学校図書館の学校司書配置についてです。平成27年第2回定例会において、学校図書館に学校司書を配置するよう求めました。平成27年4月施行の学校図書館法第6条に、学校図書館に学校司書を配置するよう努めなければならないとあります。これに基づき、学校図書館に学校司書を配置する考えを再度お聞きします。

3つ目は、日野沢わくワクセンターの多目的研修室の利用についてです。わくワクセンターの多目的研修室にクライミングウォールを設置し、町民の健康のために活用するよう求めます。そのために、まず多目的研修室の耐震強度の調査を行うよう、その考えをお聞きします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 常山議員さんの一般質問通告書に基づきましてお答えします。ご質問の中の②の町の公共交通について、今後のあり方についてお答えを申し上げます。

町の公共交通は、秩父鉄道、町営バス日野沢、金沢線の2路線、西武バス三沢線で、中学生、高校生の通学や通勤、買い物やハイカー等の観光などに利用されています。また、このような公共交通を補完する形で、それぞれの事情に合わせました、高齢者で運転できない方へのお出かけタクシー事業、障害者等に対する交通支援として福祉タクシー事業を行っております。人口減少と1人1台マイカー時代により、皆野町に限らず中山間地域を含む多くの地域で利用者の減少が続いております。現在の町の公共交通のあり方、基本体系はベターであると考えますので、今後も引き続き存続していく方針でございます。

そのほかの事項につきましては、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 5番、常山議員さんから通告のありました地域住民の交通手段を確保するための内容についてお答えをいたします。

初めに、皆野町地域公共交通会議の目的について。地域公共交通会議は、平成18年10月に改正道路運送法が施行された際に制度化されたものでございます。この会議は、自治体、乗り合いバス事業者、住民、関係者等が地域交通を検討するものでございます。本町においては平成19年1月に皆野町地域公共交通会議設置要綱を定め、この会議を設置しております。皆野町地域公共交通会議の設置は、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保と旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するためのものです。皆野町地域公共交通会議の委員は、皆野町地域公共交通会議設置要綱で規定をいたします委員13人で構成をされております。

次に、会議の開催状況ですが、5年前からの開催状況についてお答えをいたします。平成23年7月に道路運送法に基づく自家用有償旅客運送者の登録の更新について協議をしております。平成25年2月に町営バスの運行経路の変更について、役場入り口バス停の位置を現在の場所に変更することについて協議をしております。平成26年8月には道路運送法に基づく自家用有償旅客運送者の登録の更新について協議をしております。このように地域公共交通会議は町営バスの運行とサービスの提供について協議をしております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 5番、常山議員さんから通告いただきました一般質問通告書の質問事項2の学校図書館の学校司書配置についてお答え申し上げます。

平成27年4月に施行された新しい学校図書館法では、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くように努めることとされました。これを受けて学校司書につきましては、埼玉県教育委員会作成の平成28年度指導の重点努力点に次のように示されています。学校図書館の運営に当たっては、司書教諭や学校司書等が共同して行い、開

館時間の確保、授業での活用促進、心の居場所としての学校図書館、読書好きの子供の増加などに留意するとあります。この学校司書の採用につきまして、昨年度第2回定例会でさまざまな角度から検討していきたいと教育長が答弁しておりますので、その検討内容をご説明いたします。

皆野町の子供の読書量の現状は、数値が把握できている学校からの報告によりますと、小学校では国の平均より多く、中学校ではやや少なくなっております。このことから、読書量をさらにふやしながら、より一層読書好きな子供たちを育てていくことが課題となっております。そのためには、十分な蔵書数の確保、読書時間の確保などのハード面、読書への興味関心を高めるための指導の工夫、本に親しむ環境づくりなどのソフト面の環境整備も大切であると考えております。

ハード面につきましては、毎年の図書購入予算も可能な限り確保し、新刊図書を計画的に購入しております。また、読書時間の確保につきましては、各学校とも1日の時間割の中で学校図書館を活用できる時間をとり、図書の貸し出しによる家庭での読書を啓発し、授業の中でも学習に関連した読書ができるよう指導しております。

ソフト面につきましては、司書教諭や図書主任を中心として、学習に役立つとともに子供たちの関心の高さも考慮した購入本の選定や本の紹介の工夫等で子供たちの読書への関心意欲を高めております。また、小学校におきましては、図書ボランティアによる読み聞かせや図書の整理などにより、本に親しむための学校図書館の環境整備も行っております。さらには、一斉読書の時間を特設したり、読書月間を設けるなど子供たちが本に触れる機会をふやし、読書の習慣づくりを推進しております。このようにして読書好きな子供たちがふえていくよう工夫改善を加えながら、今後も読書指導に継続して取り組んでいきたいと考えています。

一方、運営面におきましては、平成24年に整備したバーコードの利用による図書の貸し出しにより事務の効率化を図るとともに、司書教諭を中心とした組織的な図書館運営、読書ボランティアの活用を図り、学校図書館の管理運営が一層充実するよう工夫しております。

学校司書の配置につきましては、現在のところはさまざまな教育課題も考慮し、今後もさらに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 5番、常山議員さんから通告がありましたわくワクセンターの多目的研修室についてお答え申し上げます。

初めに、スポーツクライミングは2020年東京オリンピックの追加種目に決定し、競技人口が増加してきております。埼玉県内においても加須市が平成12年3月に約1億円をかけて整備し、国際大会等を開催しております。平成27年度には約1,500万円をかけて全面改修を行い、東京オリンピックの事前キャンプ地誘致に向けて準備しております。

9月議会で常山議員さんからご質問をいただき、熊谷市の民間施設を視察いたしました。施設は、高さ4.5メートル、幅12メートル、同時に2名登れ、壁の中に鉄骨を組み、体重に耐え得るものとなっております。床には厚さ25センチのマットを敷き、常時監視員が2名を配置しております。高さ5メートル以内の場合は命綱を設置する必要がないが、注意を怠れば重大な事故につながるため、利用の際は注意事項を理解し、事故があれば自己責任になる誓約書を義務づけていますが、しかし施設側の責任が全くなくなる

わけではございません。管理者の責任が発生してきます。

以上のことから、わくワクセンターの耐震強度やクライミングウォールを設置する場合には、設備費、維持費、監視員などのリスク対応があるため、今後研究をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、順番に再質問をさせていただきます。

まず初めは、地域住民の交通手段を確保するためにですが、先ほどの答弁で、この会議が5年前からで、3回開かれたという答弁がありました。そして、この交通会議の設置要綱、私もこの交通会議の条例を取り扱いを見ましたけれども、先ほど総務課長が読み上げましたように、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するためにこの交通会議を設置するとあります。私は、平成24年6月議会からこれまで6回、車を運転しない人の交通手段の確保、バスが通っていない地域はどうするのかと、皆野町に合った公共交通を考えて実現していくためにまず検討する場をつくるよう、地域の実情も訴えながら質問してきました。また、それ以前にも他の議員から交通弱者対策をどうするのかという質問も出されています。そして、平成24年の6月議会の私の質問に、山間地域を中心に交通弱者対策はかねてから意見、要望が寄せられていると答弁されました。また、平成26年10月には、議会議員全員の総意としてお出かけタクシー制度に関する申し入れを町長に行いました。その中で、今後はお出かけタクシーを含め、町営バスを初め福祉タクシーなどの制度全体を捉えた町全体の交通体系の見直しも必要と意見を申し入れています。

こうしたさまざまな声がある中で、交通会議を招集するのは町長となっています。こういう声がある中で、会議を開き、これからの公共交通対策を検討していくという認識はなかったのでしょうか。町長、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 議員の皆さんからの要望というか要請がありまして、福祉タクシー等につきましても、お出かけタクシーですか、これらにつきましても利用の範囲を広げてまいりました。先ほど副町長から答弁を申し上げたように、現状では私はこのお出かけタクシー制度がベターだろうと、このように認識をしておりまして、今質問者が言われるようなことにつきましても、内部ではたびたび検討はしておりますけれども、現状新たな制度をとという考えは今のところ持ち合わせておりません。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ということは、そういう交通会議、そういうものを開かなくても別に今のところはベターだと、そういう答弁だと思うのですが、やはりいろんなそういう今まで私が経過を話した中で、それを反映されてお出かけのタクシー制度も始まった、そういうふうに私も認識していますけれども、しかしこの制度はあくまで補助制度にすぎません。町全体の公共交通の検討にはなりません。そのほかにも地域公共交通の活性化及び再生に関する法律もできました。それには地方公共団体は基本方針に基づき、市町村は単独または共同して市町村の区域内について持続可能な地域公共交通網の計画を作成することができるとあります。国はあなたの町の地域交通はあなたの町でしっかりと計画を立てて進めなさいよ、そんなふうには言っているのではないのでしょうか。ぜひこの今ある当町の交通会議を活用して、まず会議を開き、この町に合った公共交通をつくり上げてほしいと思うのですが、町長、どうでしょう。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 例えば、福祉タクシーというものが今ありますけれども、社会福祉協議会で車を購入して、そうして運転手ももちろん準備をして、そういう状況にありますけれども、残念ながら利用する方は1名ぐらいであります。そうしたことを考えると、いろいろ要望は出てきますし、町もそうした予算を、貴重な予算を使ってそうした体制をつくるのですけれども、理想と現実、こうしたことを考えると、やはり福祉タクシー、お出かけタクシー等を大いに利用してもらうこと、あるいはまた町営バスにしても、長生荘回りにするとか、道路が整備されたから金沢線は浦山まで延伸をするとか、そのようにして利用者が利用しやすい状況にはしてきておるつもりであります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ということは、今のところこの交通会議を活用してそういう検討をするという場は持つ考えはないと、そういうことでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 必要ないということではないかもしれませんが、現状では私は申し上げているとおり、この町に合った制度としてはこのお出かけタクシー、あるいはまた福祉タクシー、あるいは町営バス、こうしたことでベターだろうと、こんなふうに思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 町長はベターだと思いますけれども、やはりバス、1時間に1本のバス、それからお出かけタクシーにしても、やはり遠いところは半額でも1,000円、2,000円とかかる地域もあります。やはりみんなが出かけられる、本当にみんなに合った、地域に合った交通システムを考えるということは、私はこういう交通会議でやりなさいよということがあるのでから開いて、専門の方、それから地域住民の方、皆さんの要望を考えて、ぜひ開いていただきたい。よろしく、もう一度答弁お願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 常山議員さんのご質問にお答えいたしますけれども、ご承知のとおり、町営バスは民間バス路線の採算がとれなくなったことによって廃止されたことに伴います代替的なものでございます。そのバスを運行、運営していくに当たりまして、どのような路線を通るか、どのような運賃にするか、どのような時刻に設定をするかについて、鉄道会社、タクシー会社、それから民間の方を踏まえて協議していくための会議だというふうに承知をしております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） やはり今後のあり方について私は次の質問します。

先ほど林議員からも質問がありましたけれども、高齢者による交通事故がふえています。今まで車に頼っていた外出ですが、免許証を返納した後の寂しさは本当にはかり知れないと、買い物はどうする、病院通いはどうする、そしてもう外出はできないと諦めてしまっている高齢者もいるのです。お出かけタクシー制度があるから、町営バス、西武バスが走っているからということで今の町の現状が私は解決できると思いません。今後のあり方の中でぜひ考えていただきたいのは、私は総合的なまちづくりの視点を持って、住民の移動手段の確保により地域が活性化して、皆野町で暮らし続けられる生活基盤、この整備であると思います。そのために町営バス、西武バスの問題、本数もある程度きちんと走るバス、使ってもらえ

る路線なのか、バスの通っていない地域はどうするのか、子供や学生の通学バス、バス停から離れている地域の問題、そしてこの町なかはどうするのか、そうした問題点をやはりそれぞれの地域でどんな乗り物が必要なのか、地域住民の人の声を聞いて、この交通会議をフル活用して、外出を諦めさせない、誰もが気軽に利用できるものをつくり上げていく必要があると思います。ですから、もうこの課題というのは待ったなしの課題なのです。ぜひ町長、もう一度決意をお聞きします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 繰り返しになりますけれども、私は今のところベターだと思っておりますけれども、研究はしてみたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、次に行きます。

では、次は学校図書館の学校司書配置についてです。前回平成27年6月議会の質問で前教育長と私の意見が一致した点は、先生方は忙し過ぎる、図書館にかかわる時間がなかなかとれない状態だということです。もう一点、これは各学校の校長、先生方と話したときに一致した意見ですが、今子供たちの活字離れが心配されている。本を読むことによって考える力、想像する力が養われ、それが学力向上にもつながっていくということでした。ますます学校図書館の果たす役割は重要になっていると思います。そして、今先ほどのいろいろと検討もしていただきましたけれども、やはり読書好きになる子をふやしていくことですが、今私が申し上げた2つの点、豊田教育長はどう考え、認識するでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 常山議員さんの今のご質問にお答えいたします。

先生方が忙し過ぎるという、今年度から負担軽減ということを埼玉県教育委員会が打ち出して、さまざま取り組みを開始しようとしているところです。私は、先生方非常に忙しいということは認識しております。しかしながら、学校司書の導入の主たる目的は先生方の負担軽減ではなくて、読書好きの子供たちを育成することだと主たる目的は考えております。また、その波及効果としては先生方の負担軽減ということが行われるとも考えております。

2つ目の活字離れ、これについてですけれども、しばらく前に、約14年前、子供たちの活字離れについて話題が出てきました。そのときに比べると今の皆野の子供たちは読書量はぐっとふえております。そのデータを示しますと、小学生は平成14年調査だと1カ月約7.5冊の本を読んでいたと。今の子供たち、皆野町で、数値が上がっている学校だけですけれども、11.1冊、国神小では51冊という、本の大きさにもよりますし、厚さにもよると思いますが、そういう結果となっております。中学生では、平成14年調査では2.5冊、今の皆野町3.2冊、1人平均の数値になっております。活字離れがひどかった時代から今取り組みによって改善されている時代に入ってきているのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ちょっと認識が違うところもありますが、やはり先生方は忙しい、もっともっと本に親しんでほしい、それは同じだと思います。

さて、私は先日、以前から小鹿野町の学校図書館にかかわっている人に話を聞きました。ご存じかもしれませんが、小鹿野町の各学校、小学校4校と中学校1校全てに1名ずつの学校図書館支援員が配置されています。それぞれの勤務体系は違いますが、司書の資格をその中で働きながら通信教育で取った

方もいるそうです。ことし4月に小鹿野中学校が1校に統合されました。統合がわかったとき、司書さん、その支援員さんたちは、統合されても図書がダブらないように、その間は本の整理をして、新しい本も注文するときにダブらないように工夫されたそうです。そして、今は学校の先生が授業の教材として使う本などのアドバイスや相談にも乗っています。支援員のいない学校図書館はあり得ないし、やればやっただけ子供たちが本に近づいてくる、そう話していました。また、皆野小学校が今の新しい校舎になったとき、学校図書館を見学に来たそうです。すごいのができたと思いましたが、よく見ると並べてある本は傷んだ本が多くてとても残念だと思ったそうです。皆野の学校には国神小を除いて図書ボランティアもいないのにびっくりしたそうです。

私はこの話を聞いて、改めて学校図書館に学校司書を配置する必要性を感じたところです。文科省も学校図書館の学校司書の必要性を説いて自治体に配置してもらいたいと考えていると言っています。それは教育委員会のほうでもわかっていると思いますが、その裏づけとして担当職員を配置するための財源を地方交付税で措置しているわけです。この前の議会のときもお話ししましたが、特定財源ではないため予算化が必要です。1週当たり30時間の担当職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な財源措置です。1人当たりの単価設定はこの「みんなで使おう図書館」、このあれにありますけれども、単価設定はわずか105万円です。2名としても210万円、私は決して高い金額だとは思いません。このお金を子供たち、いっぱい本を読んでもらいたい子供たち、そしてその中でアドバイスができる、そういう人たちがいる、忙しい先生方のために予算化できないのか、これは本当に町の姿勢が問われるのではないかと思います。ぜひもう一度教育長、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 秩父郡市内の学校図書館の支援員あるいは補助員の導入状況につきまして調べましたが、秩父市におきましては、司書教諭の補助員として全校配置されております。小鹿野町につきましては、先ほど常山議員さんがおっしゃったとおり支援員を配置しております。横瀬町、長瀬町、皆野町は配置しておりません。また、寄居町についても配置はしておりません。これにつきましては努力義務ということで、必ず配置しなければならないということではありませんけれども、その理想に向かって配置する努力をしてくださいという内容の法律となっております。小規模市町村に大規模市町村並みの厳格な規制を一律に命じることができないから努力義務とされているのだと私は考えております。

そのようなこと、そういったことを含めて皆野町では、ではどうなのかということなのですが、皆野町としましては、このグローバル時代、そして学力向上が問われる時代にやはり第一に、町長が冒頭申し上げたとおり、学力向上とグローバル人材の育成を目的とした取り組みをまず一生懸命行って、その検証等も含めながら学校図書館の充実の方向も幅広く検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひこれは本当に検討して欲しいという思いです。いつもあいている図書館に子供たちが行けば、そこに専門の学校司書がいて、子供たちの声を受けとめ、疑問や本の情報を出してくれる、子供たちはもっともっと本が好きになるに違いありません。今教育長がお話したように、グローバル教育へ向けて、私はこのグローバル教育へ向けての教育というのはここから始まるのではないかと考えております。

次に、わくワクセンターのクライミングウオールの設置のほうに行きます。先ほどの課長の答弁ですが、

私が9月議会の質問の中でふれあい館の利用をふやすためにも、隣にあるわくワクセンターの多目的研修室にクライミングウォールを設置して、ふれあい館とセットで若い人にも利用してもらうよう提案しました。私もその後加須市のクライミングウォールを見学しました。加須市は本当に市としてクライミングウォールのまち加須として国際大会も開かれるような本格的な施設です。私も説明を受けたり、アドバイスももらいました。答弁ですと、費用の面がかかって、なかなかリスクもあるし大変だということですが、では幾らぐらい町として費用がかかるというの見積もっているのか、教えてください。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど熊谷の施設、見学行きましたけれども、高さ4.5、幅12メートルという施設でございませうけれども、この施設が、説明のとき概算でございましたけれども数千万円、要するに鉄骨を組んで強度を上げてやるのに、これ施設と一体で設計しましたので、個々にはちょっとわからないということでございますけれども、おおむね数千万円かかるということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） そういう大きな金額がかかるということは私も考えておりますけれども、でも加須市の施設にウォーミングアップウォール、つまり大会に出場する人たちが出番を待つときに使っているものがあるのです。それがこのいただいてきた資料の中であって、小さいものですが、幅5.2メートル、高さ2.6メートルのもので、2面ありましたけれども、その事業費は約60万円だそうです。いろいろと大きさもあるし、そういう大会ができるようなすごいウォールもあります。皆野町で大人も子供も楽しめるようなウォーミングでしたらやはりそんな数千万円もかけないでも、幅広く見ればできるのではないかなと、そんなに予算をとって。もちろんその前に耐震強度とか補強するのに調査をしないといけないので、それにもお金がかかると思いますが、ぜひ先ほど課長が言ったように、2020年の東京オリンピックにこのスポーツクライミングが正式種目となって、今本当に東京都内、埼玉県でもそうですけれども、非常に注目されているスポーツです。登山者が増強する中でもそういうのが注目されているそうです。大人から子供まで、筋力と判断力を養うスポーツですので、ぜひこれがだめ、こんなのはお金がかかるからだめ、そういうのではなくて、やはり皆野に人を呼び込むことや、そうした周りの地域を活性化すること、そういうことでぜひそういうものを一つつくって、町民に利用してもらったり、ほかから来て利用してもらったり、そういうこともぜひ町としてつくり上げていってほしいと私は思います。ぜひよろしく願いいたします。答弁はいいです。

ということで私の質問を終わりますけれども、ちょっと半生的な答弁でしたけれども、これからもよろしく願いいたします。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、目まぐるしく大揺れしたことも半月余りとなりました。夏

の参議院選挙では改憲勢力が憲法改正発議に必要な3分の2以上を占め、衆参両院での改憲議席3分の2以上を獲得した安倍政権は、数の力で暴走しているかと思えます。安倍首相は参院選で一言も触れなかった憲法問題、結果的に多数をとれば早速今臨時国会の中で憲法審査会を再開しました。また、国内経済や国民生活に重大な悪影響を及ぼすTPP承認、年金改革法案、年金カット法案ですが、そしてカジノ法案と十分な審議をすることなく強行採決の動きであります。そして、先月20日には国民の6割が反対していた憲法違反の安保関連法に基づき、駆けつけ警護など武器使用の拡大を認めた自衛隊を内戦が続く南スーダンに派遣しました。そして、自民党総裁任期を延長し、消費税10%増税前の2019年夏の参院選に合わせた国民投票で国防軍設置などの明文改憲をもくろむ安倍総理であります。

また、4年前に発足した第二次安倍政権ですが、デフレ脱却、経済再生、経済再生なくして財政健全化なし、これを掲げ大胆な金融緩和等を中心に三本の矢、そして新三本の矢とアベノミクスを推進してきました。確かに日銀が毎年80兆円ものお金を世の中に供給する大胆な金融緩和、そして年金積立金の半分、約70兆円の株式運用等々によって実体経済から離れた円安株高状況が作り出されています。

しかし、この間GDPや実質賃金は伸びず、消費は停滞したまま、国の借金は増大の一途であります。にもかかわらず賃金も上がった、雇用もふえた、アベノミクスは道半ば、今後フル回転させる、このように参院選の中でも豪語しておりました。しかし、ふえたのは非正規労働者で、2,000万人にも迫り、実質賃金は上がるどころか、4年連続してのマイナスであります。そして、ことし9月の生活保護世帯数は163万6,902世帯で、過去最多を更新し、年々増加をしています。特に65歳以上の高齢者の世帯がそのうちの51%以上を占め、年金だけでは生活できない高齢者の実態も浮き彫りになっており、勤労大衆の格差と貧困は増大の一途であります。

他方、資本金10億円以上の大企業の内部留保は、第二次安倍政権発足後の2013年度からの3年間で約41兆円もふやし、その累積は313兆円、過去最高を更新しています。にもかかわらず消費税増税の一方で、法人税率はここ5年間だけでも9%以上の引き下げを行っています。今月に入り国の一般会計税収の見通しが発表されていますが、これによると、法人税収の減少が主因ということで、7年ぶりに前年度実績を下回り、当初予算よりも約2兆円の減収見通しのようにあります。こうしたことが地方交付税交付金の減額、そして医療や介護、年金の改悪、社会保障費の抑制に連動してくることは目に見えております。

一方、地方自治体の現状は、この間少子高齢化、人口減少、特に農林業従事者の極端な減少、他方拡大しているのは遊休農地や耕作放棄地、また放置された山林等であります。そして、増加しているのは、先ほど若林議員からも言われておりましたが、イノシシや鹿、猿などの野生動物、それによる農作物被害の増大、そして山間部に限らず、小杉議員からも出されておりましたが、中心部も含めた空き店舗や空き家の増加であります。地方や地域の実態は手のつけようのない惨たんたる現状にもあります。

こうした現状を打破し、夢を育める安全で安心、快適なまちづくりは並大抵ではないと思えます。また、一地方自治体の行政で解決できる課題は少なく、国レベルでの抜本的な政策転換が求められております。それは、多国籍化した大企業の利益を優先したグローバル化ではなく、農林業で生活できる根本的な対策や、農林業を初め医療、介護、自然環境を生かした観光、自然エネルギー活用等々、内需型産業の振興であります。また、地域密着型のインフラ整備、防災対策を含めた公共投資、公共事業の拡大等による地域雇用の維持拡大であります。こうした施策を図らない限り真の地方再生や創生にはつながらない、私はこのように思っております。

いずれにしても、現況下、町民生活や生活環境も一段と厳しさを増しています。町民が望んでいる

のは生活や福祉の安定であり、自然環境を生かした地域づくり、また災害に強い環境整備、そして戦争をしない平和な社会にあるかと思えます。こうした立場から、事前通告に基づきまして質問に入ります。

総合振興計画の進捗状況と新年度予算編成の骨子について。1点目ですが、まず最初に、現在進められている第5次総合振興計画の進捗状況について、そしてこの審議会委員のメンバーについても明らかにしていただきたいというふうに思います。

2点目ですが、新年度の予算編成は第5次総合振興計画策定と並行しての状況にあらうかと思えます。そこで、中心的には第4次総合振興計画の成果と課題ですか、を明らかにする中で新年度の予算編成にならざるを得ない、このように思っておりますが、その基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

3点目ですが、これは町長も冒頭の挨拶の中でも触れていただいたのですが、ことし3月に策定されております皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略で示されている諸施策について、新年度予算編成でどのように反映されようとしているのか。

4点目ですが、通告の時点では新年度予算編成の骨子についてということになっておりましたが、今回といいますか、各課からの予算要求等例年より1カ月ぐらい前倒しに行われているというふうにお聞きしております。また、町長の冒頭の挨拶の中でも重点施策についても述べられておりました。この重点施策の中で、平成28年度、今年度の重点施策と違う点といいますか、新たに重点施策とした項目等があるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

通告の1番、総合振興計画の進捗状況と新年度予算編成の骨子についての中の②番、まち・ひと・しごと創生総合戦略の反映と新年度予算編成の骨子についてお答えをいたします。まず、新年度予算編成に対する基本理念、基本姿勢ですが、厳しい財政状況を認識し、「入りをはかりて出るを制す」を基本姿勢としました。しっかり町税を確保するとともに、聖域なき事務事業の見直しを行い、選択と集中による予算編成を進めることといたしました。道路改良については、極力補助制度を活用していきます。また、役場庁舎、文化会館、温水プール、総合センター、わくワクセンター、ふれあい館、長生荘、校舎、体育館、給食センターなどの町有施設、建物は老朽化が進み、大規模改修期を迎えています。また、これら公共施設に付随した空調設備、ボイラー、エレベーター、照明器具、放送設備などのふぐあいが発生してきています。これらにも的確に対応していくためにも、最少の経費で最大の効果を上げることを強く自覚して予算編成を進めています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本は、いかにして人口減少に歯どめをかけるかにあります。当町においては以前から子育て支援を最優先として人口減少の抑制策として先取りの取り組みでまいりました。この4月からはさらに高校生まで、18歳までを医療費無料を拡大します。あわせて高齢社会に対応する元気で長生き対策を引き続き推進します。また、教育においては、学力向上を基本にグローバル教育にも取り組みます。産業の振興として、道の駅みなのを核にした農業、商業、観光振興を図ります。このような予算編成方針により、住民福祉の向上を図る予算編成を進めております。

平成29年度予算の具体的な内容については、編成後に3月議会において説明し、ご審議賜り、議決をいただくこととなります。

総合振興計画の進捗状況については総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんから通告のありました総合振興計画の進捗状況についてお答えをいたします。

第5次皆野町総合振興計画の策定に当たり、総合振興計画策定委員会規則に基づく委員会は、土屋副町長を委員長とし、全課長職9人、副課長以下主幹級職員7人の合わせて17人で組織されました。策定委員会の開催状況は、第1回を6月7日に開催をし、策定スケジュールの調整、町民アンケート調査の実施等について行いました。第2回は7月の25日に開催をし、第5次総合振興計画の策定に係る基本的事項とアンケート回収結果についての報告を行いました。第3回は9月2日に開催し、アンケート調査の結果報告、まちづくりの基本理念と主要課題、振興計画の構成等について行いました。第4回は9月30日に開催し、第5次総合振興計画の素案の検討と調整を行っております。第5回は10月19日に開催し、2回目の素案の検討と調整を行っております。最終回となりました第6回は11月8日に開催し、素案を最終確認し、総合振興計画審議会への諮問とパブリックコメント実施についてのスケジュール調整を行い、原案の取りまとめを終了しております。

皆野町総合振興計画審議会条例に基づく委員は、町議会議員4人、学識経験者11人、住民代表は公募による者1名を含む6人、合わせて21人の方が任命をされております。第1回の総合振興計画審議会を11月17日に開催をいたしました。この審議会において会長が選出をされ、策定委員長から総合振興計画策定の経過報告が行われた後、町長から会長に第5次総合振興計画が諮問をされたところでございます。引き続き行われた議事では、第5次総合振興計画原案の内容説明を行いました。これに対し、後日委員の皆様から多くのご意見をいただいたところでございます。

第5次総合振興計画原案のパブリックコメントを12月1日から28日までの間、皆野町役場総務課と総合センターの窓口、町のホームページで行い、ご意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 審議委員のメンバーについてはもう用意されておると思いますので、この議会中にぜひ配付していただきたいというふうに思います。

再質問になろうかと思うのですが、町長の挨拶の中でも触れられていたのですが、皆野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これを新年度予算の中に反映していきたいということが述べられているかと思うのですが、この中で特に子育て支援の関係になりますが、この総合戦略の中でも子育てに係る経済的負担の軽減、こういった施策があるわけですが、この中で具体的に学童保育料の減免、そして学校給食費の減免等の項目があります。既に今年度4月から学童保育料の無料化については実施をしてくれているかと思えます。次に保護者として負担の大きいのが給食費だというふうに思います。また、学童保育料につきましても、学童保育に預ける保護者の負担ということになろうかと思えます。一定程度限られた保護者数になろうかと思えますので、公平な子育て支援ということを考えますと、この学校給食費の無料化、これについて検討すべきだというふうに考えます。1点についてはこの考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

また、2点目なのですが、私も新年度の予算要求に当たりまして、具体的な要望事項をもって町政に対する要請ということで毎年町長に行ってきております。来年度に向けまして、今回35項目に及ぶ具体的な

要望事項として要請をさせていただいておりますが、今回新たに追加した項目として、先ほど今言いました給食費の無料化、それと、大変細かいことになるのですが、観光トイレの照明のLED化、これにつきましては、LED化につきましては、数年前町内の防犯灯については全てLED化が図られております。見てご存じかと思いますが、大変LEDの照明については紫外線が少ないということで、本当に新品同様といえますか、汚れがほとんどなく、大変光度といえますか、照明度も変わらない、そういった効果があります。この観光トイレ、最近増設した観光トイレにつきましては照明もLED化を図っているところもあるのですが、まだまだ古いといえますか、以前につくった観光トイレにつきましては、夏場の虫とか、クモの巣とかそういったものが非常に多く、美観的にも、また使用上も障害になるような状況のところもございます。ぜひそういった既設の観光トイレの中で、常夜灯は当然のこと、ぜひLED化を図っていただきたいというふうに要望しておりますので、この点についてお聞きしたいと思います。

もう一点なのですが、除雪対策として、この件につきましてはことしの3月議会の中でも取り上げさせていただきました。業者による除雪契約指定路線をふやしていただきたい、このような要望をさせていただいております。一昨年の1メートル近い大雪、そしてことしの1月の大雪等々、大変地域からこの除雪に対して町のほうに業者を依頼して除雪をしてもらいたいと、こういった要望が多く出されていたかと思えます。こういった今までにも町のほうに要望してきた地域の幹線的な道路につきましては、ぜひ新年度予算の中で除雪の契約指定路線として予算化していただきたいというふうに考えております。具体的にはこの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんからの再質問にお答えいたします。

現在町で管理している観光トイレは19カ所あります。そのうちLED化の照明がついているところが4カ所、タイマー人感のセンサーがついているところは10カ所あります。平成27年度の観光トイレの電気料でございますけれども、11カ所で29万6,305円になります。これを踏まえまして、今後につきましても節電を図るために、先ほど内海議員さん申されましたように、LED化と人感のセンサーについて設置を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 11番、内海議員さんの再質問にお答えいたします。

給食費の無料化についてお答え申し上げます。現在の給食費につきましては、平成27年度より園児及び小学生については月額4,100円、中学生は月額4,800円を徴収しております。また、平成20年度から子育て支援による給食費の負担軽減策として、小中学校に3名以上の児童または生徒を就学させる保護者に対しまして、年少者の2名以外の児童または生徒に係る給食費を免除しております。給食費は、限られた金額の中で児童または生徒の1人1回当たりの所要栄養摂取基準を満たした国内産食材による安全、安心で子供たちに喜ばれる質の高い給食を供給するために必要なものでございます。現時点での給食費の無料化の予定は今のところ考えておりませんが、今後全体の予算を考慮しましてさまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんからの再質問のうち、除雪対策の改善を図ることについてお

答え申し上げます。

現況の町における除雪事業は、積雪10センチ以上のときに町の指定する19路線14.42キロメートルについて10社と自動出動する契約を締結しております。それ以外の町道、林道は、行政区長等を中心とした地域からの要望、職員による現地調査、健康福祉課から透析患者等の要支援者の情報を収集するなど、地域の実情に応じて除雪を行っております。なお、路線指定のない契約者は平成26年度までは5社でしたが、除雪事業の充実のために町内の事業者を懲遷しまして、昨年度1社追加、さらに今年度1社追加しまして7社と委託契約しております。また、自動出動する契約者も指定路線の除雪後や他の除雪用の重機が出動できる場合には、町の要請に基づき指定路線以外の生活道路の除雪を行っているところがございます。引き続きそれぞれ異なる地域の実情の把握に努め、町民の皆さんの生命、身体の保護を第一として、早期に通常時の通行ができるよう除雪事業を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 観光トイレのLED化の関係なのですが、ぜひそういったことでLED化なり、またセンサーですか、まだセンサー方式になっていないところも何カ所かあるようですので、ぜひそれらも含めてできる限り早く全体といいますか、既設の観光トイレのLED化を図っていただきたいというふうに思います。

また、除雪対策の関係なのですが、ぜひ新年度予算の中でできる限り、今まで地域から要望があった路線について指定路線にするようにぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますが、これは要望させていただきたいというふうに思います。

最後に、給食費の無料化の関係なのですが、厳しい財政というふうに町長のほうからも言われているのですが、ここ数年の皆野町の一般会計の実質収支、約1億円の黒字であります。平成27年度につきましては、約1億5,000万円の黒字でありました。ここ数年大きな事業としてありました消防団の詰所の建設なり、また消防車両の更新等、この4年間で、今年度も含めてですが、年平均にしますと6,500万円ずつ毎年消防の再編に伴う詰所なり消防車両の更新を行ってきたかと思えます。この事業につきましては、今年度をもって整備が終わるということでもあります。また、2015年度、平成27年度ですが、皆野町の財政状況として、一般会計の経常収支比率、これは約76%ということで、県内の63市町村の中で、児玉郡の美里町に次いで2番目に低い、そういった状況にあります。それだけ政策的な課題や事業に取り組みやすい、弾力性があるということが言えるかと思えますが、そうした厳しいと言いつつもこういった財政状況にあるかというふうに思います。既に学校の給食費の無料化につきましては、県内で2つの自治体、近くでは小鹿野町、また滑川町、これは町長も大変この町長とじっこんなところの滑川町であります。この2つの自治体でもう既に学校給食の無料化を実施しております。ぜひ検討を含めて実現ができるように、この点について町長にお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど内海議員さんの質問の答弁の中で申し上げましたけれども、役場庁舎であるとか、文化会館であるとか、温水プールや総合センター、わくワクセンター、もろもろの施設が老朽化をしてきておりまして、向こう3年間ぐらいにかなりの、数億円、3億円、4億円、5億円とも言われるような改修費も見込まなければならない状況であります。雨漏りがしておるとか、そういう状況であります。なおまた、今年度からは18歳までの医療費の無料化も3月定例会でお願いをすることになるわけござい

ますけれども、そうしたこともありますので、先ほど次長から答弁がありましたように、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 子育て支援では県内では先進的な皆野町というふうには自負もされているかと思えます。ぜひさらに自負ができるようにこの学校給食費の無料化について、できる限り早く実施できるように検討をお願いしたいというふうには要請させていただきたいと思います。

皆野町も人口、ここ10年間毎年平均して150人前後の減少であります。第5次の総合振興計画のスローガンも含めてどのような形になるか今のところわかりませんが、いずれにしても冒頭にも申し上げたのですが、地域雇用の確保なり、また子育て支援等充実する中で少子化や人口減少に歯どめをかけて、本当に明るく展望が持てて、活力ある皆野町を目指して、新年度予算編成に当たっても地域再建、そういった発想を持って積極的な事業展開が進められるよう要請させていただきまして、私の質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第36号から議案第41号まで及び同意第21号から同意第24号までの10件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第36号 皆野町個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第36号 皆野町個人番号の利用に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく法定事務以外での個人番号の利用に関して必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第36号、皆野町個人番号の利用に関する条例の制定について、議案の説明をいたします。

本条例の制定は、個人番号の利用について定めるものです。個人番号は全ての事務において利用できるものではなく、番号法に利用範囲が規定をされております。番号法第9条第1項別表第1は、個人番号を利用できる機関と事務、いわゆる法定事務が規定されており、番号法第9条第2項では、地方公共団体が条例で定める事務については個人番号を利用できる旨が定められ、同項の別表第2には、他の機関へ特定個人情報を提供できる場合があることを定めております。

1枚おめくりをいただきまして1ページをごらんください。第1条は、条例の趣旨です。この条例は、番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、この条例で用いる用語の定義を定めております。

1号、個人番号、法第2条第5項に規定する個人番号とは、番号法に基づく12桁の番号のことです。

2号、特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことです。

3号、個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者を言います。

4号、情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムとは、平成29年1月以降の稼働開始を予定をしております総務大臣が設置管理する個人番号と関連づけられた個人情報を関係機関の間でやりとりするためのコンピューターネットワークによる情報システムのことです。

5号、実施機関は、個人番号を利用する町長と教育委員会を規定するものです。

第3条は、実施機関の責務を定めております。個人番号は個人識別性が高いため、通常の個人情報よりもさらに厳格に管理する必要があります。このことから、特定個人情報の適正な取り扱いの重要性に鑑み、実施機関の責務として適正な取り扱いに必要な措置を講じる義務があることを規定したものです。

第4条は、個人番号の利用に係る事務を定めております。

第1項は、法別表第2の規定の内容を包括的に定めることにより、実施機関が情報の照会者と情報の提供者を兼ねる場合に、特定個人番号の庁内連携を可能とするものです。ただし書きで、総務大臣が設置管理する情報ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受け

られる場合には、情報ネットワークシステムから取得することを規定をしております。

第2項は、庁内連携により特定個人情報を利用できる場合は、他の条例で義務づけられている書類の提出を省略することができることを規定をしております。

2ページをごらんください。附則で、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上、議案第36号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） マイナンバー制度のもとですけれども、この皆野町の個人番号カードの普及について、9月議会でも質問が出されましたが、今どのぐらいカードの普及があるのか、お答えください。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんからのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの交付状況ということで、私のほうからご回答させていただきます。11月30日現在で申請件数が867件、実際に交付した枚数が700件でございます。申請件数の率で申し上げますと、人口の8.6%になります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 具体的なマイナンバーを伴う事務作業といたしますか、町長部局と教育委員会部局それぞれあるかと思うのですが、大まか具体的なその伴う順番、マイナンバーを伴う事務作業というか、その辺わかりましたら。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

皆野町町長部局、教育委員会部局が扱う事務のうちで、個人情報取り扱い事務として取り扱える事務は62件ございます。代表的なものが住民基本台帳事務、それから国民健康保険資格に関する事務等、合わせて62件となっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 一番問題になるのは、そういった作業の中で個人番号が漏えいすると、そういったことが一番危険といたしますか、問題になるわけなのですが、そういったことに対して扱う職員も大変な状況にあると思いますが、そういったことはないようなシステムになっているのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を定めております。先ほど申し上げましたように、ほかの情報よりも厳格に管理をする必要がありますから、この方針を定めております。この方針につきましては、内容を申し上げますと、特定個人情報等の適正な取り扱いに関する法令をまず遵守をすること、次に特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損、その他の防止策等、適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずること、利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用、収集、保管及び提供すること、それから不要になった特定個人情報は速やかに廃棄をすること、目的外利用を防止するための措置をとること、それから委託をした場合につきましては、委託先は皆野町がみずから課すべき安全管理措置と同等の措置を講じなければ

ならないという方針に基づき取り扱っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 3番。

主な取り扱い業務が62件で、今そのようなご質問の答弁でありましたけれども、当然ちまたに言われているのが一番、税金の管理がされるのだとか、そのようなイメージでいる部分がありますけれども、実際そうなのだと思いますけれども、先ほど自分たちの例で言いますと、町からお給料をいただいている、その関係かと思えますけれども、ナンバーを提示してくれと事務局に言われたので、税金処理か何かで思っていて私はやったのですけれども、その辺は実際は何だったのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの質問にお答えします。

法定調書等への個人番号の記載に伴う提供依頼をさせていただいております。これについては、会計課のほうで源泉徴収票の作成、それから不動産の使用料の調書の作成が会計課の担当事務であること、また支払いデータを会計課で持っていること、また耐火金庫の保有等安全管理措置がとりやすいこと等の理由から、会計課のほうで進めさせていただいております。

提供依頼ですが、平成28年の1月からマイナンバー制度が導入されたことに伴いまして、国税通則法等各種法令、また地方税法等が改正されたことによりまして、税務署等に提出する法定調書等に個人番号を記載することが義務づけられました。会計課のほうで源泉徴収票等法定調書の作成及び税務署等への法定調書の提出をするわけですが、個人番号の記載が義務づけられましたので、町から金銭の支払いを受ける方に対して個人番号の提供依頼をすることが必要となりました。そのため、町のほうから源泉徴収義務者である町長名で町から金銭を受ける方に対して個人番号の提供依頼をさせていただいたわけでありまして。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何となくわかりました。それは、そうすると任意、提供依頼はわかりました。任意のものであるのですか。

○議長（大澤径子議員） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（玉谷泰典） 先ほど個人番号の記載が法定調書等に義務づけられたと申し上げましたが、個人番号は住所や氏名と同様に法令で定めた法定の記載事項となっております。該当する方からマイナンバーを提供していただきまして、個人番号を記載した上で税務署等に町長名で提出することになるわけですが、法律で記載することが義務づけられておりますので、作成の義務者である町としては関係者の方に提供を依頼したわけでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。そのようなものなのでしょうけれども、各自考えがいろいろあるような感じのものであります。私は出させていただきます。

それで、もう一点お願いします。第2条の（4）、情報提供ネットワークシステム、これが平成29年1月1日以降、もうすぐですか、1月1日となれば実施される、もう国はそれを何か準備して、ネットワー

クがされるような感じの、各持っている情報がつながっていくという感じのものなのみたいですが、その辺のところは今は28年12月だとすれば、もうじきお正月になると始まるとなると、そのソフト的なものがもう皆野町においてもその準備が、この今回の条例この後制定されるとして準備がされているのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

29年1月からの稼働開始は、国の機関の稼働開始になりまして、平成29年7月から地方公共団体の情報開始が始まりますので、地方公共団体については7月になろうかと思えます。

それから、そのネットワークの情報セキュリティの関係ですが、前定例会でも話が出たような記憶があるのですが、情報セキュリティの強靱化を進めておりまして、情報系、基幹系の区分けを行っておるところでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。それで、そのように、では7月から当町においてもネットワークに組み入れられるとして、取り扱い事務の62件の先ほどの答弁の筆頭で住民基本台帳に基づく事務というようなお言葉が聞かれましたけれども、そうするとイメージされるのは住民票なんていう部分ですけれども、そのようなネットワークになったときに、例えば子供が住所は皆野町にあるけれども東京で下宿しているというとき、東京の役所へ行くと、申請すれば皆野町の住民票が出てくるように恐らくならないかなと。これは何で恐らくと言うのかというと、我々が仕事の中で法務局がもう既にそうなのです。前その土地がある、土地、建物がある法務局に行かないと謄本がとれなかったのが、今全国つながってしまっていて、あっちのほうの土地の謄本が、例えばあっちの違う市町村の謄本が秩父の法務局に行って出てくるというもうネットワークを知っていますから、そんな感じで、むしろあんな感じであれば住民票あたりにおいてはつながりさえすれば恐らくとれるだろうと、その辺のところをぜひ教えてください。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 小杉議員さんからのご質問にお答えいたします。

住民票ですけれども、住民基本台帳ネットワークシステムがもう既に稼働されておりまして、このシステムによりまして全国の市町村連携は既にできております。ただ、議員さんご質問の住民票の交付ができるかということになりますと、それとはまた別で、連携が始まりますけれども、住民票の交付とかができるというのは、コンビニ交付とか、そういうふうなことが導入されればほかのところでも交付はできますけれども、住民票の交付自体は現在のところではできない状況でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） なるほどという感じなのですが、せっかくながら、住民がというより国民全部が便利になるのだから、どんどんむしろ町もそのような方向が来たら協力してもらって、いち早くそういう実現したほうが、どうせくっついてしまうのなら、便利なものがふえなければ意味がないというところで、よろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、議案第36号に対する反対討論を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。反対討論を行います。

マイナンバー制度が施行されて10月で1年がたちました。昨年10月に番号を通知する郵送作業が行われましたが、現在全国で約170万世帯、これは四国4県の世帯数に匹敵しますが、この世帯がいまだに通知を受け取っていません。また、受け取り拒否をしている人たちもいます。また、多くの人はマイナンバーを日常的に使う機会はほとんどなく、必要性を感じていません。むしろ情報の漏えいなどへの懸念が強く、個人番号カードの普及も広がっていません。カードの申請は埼玉県が約9%、秩父市が約5%、皆野町は、先ほどお聞きしたとおり8.6%にとどまり、制度そのものの信頼度の低さがあらわれています。政府はカードの普及のためコンビニで、先ほども質問に出ましたけれども、コンビニで住民票がとれるとか、保育所入所の手続に使えるとか、またカードがないと必要な証明が取得できなくなるような宣伝までしています。買い物のポイントや図書館の貸し出し、健康保険証などの連携も検討しています。利用対象を広げれば広げるほど個人情報危険にさらされます。税金の徴収を強化し、社会保障の給付抑制を目的としてつくられたこのマイナンバー制度に反対であり、よってこの条例の制定に反対します。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

7番、大澤金作議員。

〔7番 大澤金作議員登壇〕

○7番（大澤金作議員） 議案第36号の賛成の討論を行いたいと思います。

私もこれを全部が全部読み取れておるわけではないのですが、最近は何としてもコンビニとか、そういうところでいろんな支払いとか非常に多くなっております。これはいろいろなことを考えての便利さを図っているのではなかろうかと、こんなふうになっております。よって、議案第36号に賛成をいたします。

終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤径子議員） 賛成多数です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町税の減免に係る申請等について改善を図るため、また所得税法等の一部が改正されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長の議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございますので、新旧対照表の1ページをごらんください。最初に、第1条関係でございます。「附則第20条の2」を「附則第20条の3」とし、新たに第20条の2を追加するものです。

続いて、新旧対照表の6ページをお開きいただきたいと思います。上段、第20条の3は、附則第20条の2を新設したことに伴う条ずれによるものでございます。この改正につきましては、平成27年11月に日本と台湾との間で交わされた日台民間租税取決めに基づき所得税法等の改正が行われたことに伴い、町民税に関する規定を整備するものでございます。

具体的な内容につきましては、日本国内に居住する者が台湾所在の投資事業組合等を通じて得た特例適用利子等または特例適用配当等に係る所得について町民税を課税するというものでございます。また、日本国内に居住する外国人が台湾の権限ある機関から退職手当等の支払いを受けた場合に、その一部に対して町民税を非課税とするものでございます。

次に、町税の減免に関する改正についてご説明をいたします。新旧対照表11ページをごらんいただきたいと思います。11ページから13ページまでにわたりますが、町民税、固定資産税、軽自動車税の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に改正するものです。また、11ページ下段から12ページになりますけれども、軽自動車税の減免対象に「生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等」及び「天災その他特別の事由があるもの」を加えるもので、いずれも減免申請における利便性を高める内容でございます。

改正条例の5ページにお戻りいただきたいと思います。中段、附則、施行期日でございますが、この条例中第1条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日からとするもので、平成29年1月1日となります。第2条の規定でございますが、平成29年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第37号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 前段のほうは国際的な何かそのようなものがあって、よくわからないですけども、まあそんなものかなということで、第2条関係でちょっとお聞きします。

今まで納期限7日前までに申請書を出してもらうという形が納期限までということになって、そうすると納期限の最後の日が納期限、その日に持って行って、書類の審査とかどうなるのでしょうか。それですぐ受け取りの判こを押して、それが承認という感じのものになるものなのですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 3番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

今まで軽自動車税で申し上げますと5月31日が納期限ということになっております。今までの条例でいきますと、31日より7日前までにその減免の申請を提出していただかなくてはならないというものでございましたが、今回納期限まで、要するに5月31日までに出していただければ問題なくそれができるということでございます。当然そのときに必要な書類等はそろえていただくことにはなりますが、31日に間に合えば問題なくそれができます。書類等整っておればその場で減免の処理ということになります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何かなかなかここまで納期限その日まで出すというと、それでも何かここが足りないですよその日に言われてしまって直せなかったりする人が出てしまうのかなと少し心配になるので、すけれども、その辺よく面倒見て、事前相談なり多分してもらってやっていくしかないのかなというところで、困る人がいないように、逆に受け取るほうも困る場面だろうけれども、それはもう体制で迅速にやるのだという、そういう感じで評価すればいいのかなと思いますので、頑張ってやってみてください。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第38号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第38号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険税の減免に係る申請について改善を図るため、また所得税法等の一部が改正されたことに伴い国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 議案第38号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございますので、対照表の1ページをお開きください。第1条関係ですが、附則「第10項」を「第12項」に、「第11項」を「第13項」とし、第9項の次に第10項及び第11項を新たに追加するもので、先ほどの税条例と同様、日本と台湾との間で交わされた日台民間租税取決めに基づき、日本国内に居住する者が台湾所在の投資事業組合等を通じて得た特例適用利子等や特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めるというものでございます。第10項では特例適用利子等、第11項では特例適用配当等に係る課税の特例について規定するものでございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。最下段になりますが、第12項からは附則第10項、第11項を追加したことによる条ずれによるものです。

次に、5ページをお開きください。第2条関係になります。第2条関係では、国民健康保険税の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に改正するもので、税条例と同様に、町民の利便性を高めるための改正でございます。

改正条例の2ページにお戻りいただきたいと思います。中ほど附則の施行期日でございますが、第1条の規定につきましては、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、こちらも平成29年1月1日からとなります。第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第38号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第39号 皆野町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第39号 皆野町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども医療費の支給対象を現行「15歳まで」を「18歳まで」に拡大するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第39号の内容をご説明申し上げます。

3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条の改正は、この条例における支給対象の「子ども」の定義でございまして、「15歳」を「18歳」に改めるものでございます。

第2号及び第3条の改正は、文言の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、年齢拡大した部分につきましては、平成29年4月1日以後の診療に係る医療費から適用するというものでございます。

以上、簡単ですが、議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 町長の挨拶でも子ども医療費の支給対象年齢を15歳から18歳に引き上げるという表明があり、議案が提案されました。子育て中のお母さん方から本当によかったという声を聞いております。しかし、国の制度としては子ども医療費の無料化制度はなく、子ども医療費の窓口無料化を行っている自治体に対し、受診と医療費がふえるという理由で国の罰則措置があり、国庫負担金が減額されています。当町では現物給付が行われてからどのくらいの国庫負担金の減額があったか、教えていただけますか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんからのご質問にお答えいたします。国民健康保険の関係

ございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

ご質問の減額調整ですが、医療機関窓口での支払い時に軽減措置がある場合、受診する患者数がふえることが予想されるため、ふえた医療費について国庫負担金が減額されるという仕組みでございます。減額調整は定額ではなく、受診により発生しました医療費から見込まれる増額分、波及増といたしますけれども、これに対して減額されるものでございます。平成27年度のこども医療費で見ますと、減額された国庫負担金はおおむね60万円でございます。現物給付の制度が開始されましたのが平成25年4月からですので、3年間で約180万円になります。

以上です。

- 5番（常山知子議員） ありがとうございます。
- 議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

7番、大澤金作議員。

- 7番（大澤金作議員） 7番、大澤金作です。

これ18歳までということは、高校卒業するまでというのが大体対象になっておるかと思うのですけれども、まれに18歳に達しなくも結婚をしたとか、また中学を卒業して就職をしてしまったとかという方も中にはおるように見受けられます。こういった点はどんなふうな形になっているのか、教えていただきたいと思います。

- 議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（浅見広行） 大澤金作議員のご質問にお答えをいたします。

現行中学生までですけれども、高校生までが現実であろうかと思いますが、まれに例えば20歳の高校生とか、議員のご質問にありましたように、中学卒業後就職をするとか、あるいは結婚するとか、そういったことが考えられますが、まず高校生という枠はございません。18歳になった最初の3月末という年齢で支給対象となります。それから、仮に勤めたとしても、これは医療費の支給対象にするということで考えております。それから、結婚をされた場合ですけれども、女性に限りませんが、16歳から親の承諾があれば結婚ができるわけですけれども、その場合には世帯として独立して戸籍上成人とみなされる世帯となりますので、その場合には17歳の新婦さんは除かれるということになります。それから、まれに17歳で未婚の母になった場合、その場合の考え方ですけれども、その場合には、いわゆる福祉3医療と言っておりますが、こども医療とひとり親医療、重度医療とございますが、こどもの医療費の対象であったものがひとり親医療費の対象に母子ともに移るということになります。そんな対応をしてまいりたいと思います。

- 議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

- 11番（内海勝男議員） 定義のところの（2）の「こどもを現に養育する者」から「監護する者」というふうに変えるということなのですが、この違いです。

それと、現在中学校までが皆野町の場合は無料化のわけなのですが、今年度の扶助費の総額が2,520万円だったと思います。高校生まで拡大した場合の全体の扶助費がどのくらいを見込んでいるのか。

それと、先ほど常山議員の質問とも関連するのですが、こども医療費の窓口無料化を実施している自治体に対して、国保財政の調整交付金が削減されるというペナルティがあるということです。これに関連しまして、全国の知事会としては、こども医療費の助成にかかわる国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を全国の知事会でも求めているようです。関連しまして、全国町村会としてはこの件に対する、

政府に対する働きかけといたしますか、要望といたしますか、そういったことが行われているのか。また、こうした子育て支援等で自治体として独自の助成制度をとっているところに対してこういったペナルティーがかけられるということに対して町長としてどのような、町村会でそういった方向が出ていけばそれに準じるような形になるのでしょうかけれども、全国知事会においてもそういった廃止を求める要望を続けているということでもあります。町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 知事会ではそうした要請をしているということは私も聞いておりますけれども、町村会としては知事会に委ねておると、こういうことでもあります。

そしてまた、ペナルティーをとということにつきましては、これはでき得るものならばそうしたことは廃止してほしいなど、こんな思いであります。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問のありました第2条第2項の養育と監護についてご説明申し上げます。

これのもとになりますのが埼玉県の乳幼児医療費支給に関する条例、これに基づいて支給する部分もございまして文言の改正を行うものですが、皆野町は該当ございませんけれども、児童養護施設であるとか、あるいは里親の関係、そこら辺も加味した文言の訂正をするようにということに基づいております。

それから、扶助費の総額というご質問でございましたが、この総額がちょっと手元にはございませんので、このふえる部分の予算をどの程度見込むかということで答弁にさせていただきますけれども、現在の中学3年生、それから現在の高校1年生、2年生が新たな拡大した部分の対象になるわけでございますが、280人で、現在の中学生の実績等を勘案いたしまして、医療費の支給額を約400万円増額になろうかと、そんな予算計上を考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの内海議員さんの答弁に少し誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、全国町村会、市長会、そして全国知事会合わせてこの減額調整措置については反対だと、こういうことで要望しております。訂正させていただきます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第40号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第40号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,199万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,818万円とするものです。

歳入では、主なものとして、子どものための教育・保育給付費国庫及び県負担金の増、経済対策臨時福祉給付金の追加を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、子どものための教育・保育委託料の増、経済対策臨時福祉給付金に係る事業費の追加、町道皆野181号線用地購入費の追加を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第40号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。最上段、款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金175万3,000円の増、障害者自立支援医療費国庫負担金125万円の増及び子どものための教育・保育給付費国庫負担金1,978万3,000円の増は、歳出に計上の障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び子どものための教育・保育委託料の増に伴う国負担分の増でございます。

次の項の2国庫補助金、目の1民生費国庫補助金3,321万8,000円の増は、経済対策を目的とした臨時福祉給付金国庫補助金の追加によるものでございます。消費税率引き上げの影響を踏まえ、低所得者世帯を対象に給付するもので、補助率は10分の10でございます。

次の款15県支出金、項の1県負担金、目の2民生費県負担金1,139万3,000円の増は、先ほどの民生費国庫負担金と同様、歳出の増に伴う県負担分の増でございます。

次の項の2県補助金、目の2民生費県補助金242万円の増は、第3子以降の保育料免除に係る多子世帯保育料軽減事業費県補助金183万円の追加、こどもの医療費に係る乳幼児医療費支給事業県補助金39万円の増及び、4ページに移り、ひとり親家庭等医療費支給事業県補助金20万円の増によるものでございます。

次の項の3県委託金、目の1総務費県委託金、個人県民税徴収取扱県委託金212万6,000円の増は、徴収取扱費の額の確定に伴うものでございます。

次の款の20諸収入、項の5雑入、目の1雑入、その他の雑入5万円の増は、歳出に計上の経営革新計画承認奨励金に係るもので、秩父定住自立圏構想における起業支援事業の枠組みの中で全額措置されるものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。5ページをごらんください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の13委託料、産業医委託料12万円の追加は、労働安全衛生法の規定に基づき、産業医を選任することに伴う委託料の追加でございます。職員採用試験問題等委託料5万4,000円の追加は、職員の追加募集に係るものでございます。その下、目の4財産管理費、節の11需用費、消耗品費65万円の増は、主に第5次総合振興計画の策定に伴う印刷、コピー経費の増及び庁舎管理用品等の購入費の増に伴うものでございます。その下、目の7企画費、節の12役務費、郵便料23万3,000円の減は、第5次総合振興計画町民意識調査の終了に伴うものでございます。節19負担金、補助及び交付金、地域乗合バス路線確保対策費補助金29万2,000円の増は、補助額の決定によるものでございます。その下、目の8電子計算費124万円の増は、情報セキュリティー強化対策事業に係るネットワーク機器の購入費と、環境構築費の追加によるものでございます。

最下段、項の2徴税费、目の2賦課徴収費、6ページに移り、節18備品購入費、イメージデータ作成用スキャナー購入費22万5,000円の追加は、給与支払報告書等の書類を電子データ化する機器の購入費の追加でございます。

最下段、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費3,917万5,000円の増は、主なものは7ページの節19負担金、補助及び交付金、臨時福祉給付金3,075万円の追加によるものでございます。その下、目の3老人福祉費、節の8報償費87万9,000円の減、節の14使用料及び賃借料7万7,000円の減は、慶寿の祝い及び長寿祝金事業の完了に伴う減でございます。

次の項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節13委託料、子どものための教育・保育委託料1,858万4,000円の増及び節20扶助費、こどもの医療費300万円の増、ひとり親家庭等医療費40万円の増は、いずれも11月までの実績を踏まえた今後の見込みに基づくものでございます。

最下段、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の4母子保健費、8ページに移ります、8ページ最上段、節23償還金、利子及び割引料、未熟児養育医療費に係る国庫負担金返還金22万円の追加及び県負担金返還金11万円の追加は、平成27年度の精算に伴うものでございます。

次の款の5労働費、項の1労働諸費、目の1労働諸費、住宅リフォーム資金助成金32万円の増は、8件分の増を見込んだものでございます。

次の款の6農林水産業費、項の2林業費、目の2林道整備費、林道雨乞曽根坂線測量設計調査委託料41万4,000円の減は、業務完了に伴うものでございます。

最下段、款の7商工費、項の1商工費、目の2商工振興費、節の8報償費、経営革新計画承認奨励金5万円の増は、1件分の増を見込んだものでございます。

9ページに移り、上段から3段目、款の8土木費、項の2道路橋りょう費、目の2道路維持費、町道測量設計調査委託料19万の減は、業務完了に伴うものでございます。その下、目の3道路新設改良費、町道改良土地購入費651万5,000円の増は、皆野181号線の拡幅延伸に係る用地購入費の追加でございます。

次の項の4都市計画費、目の1都市計画総務費、都市計画基礎調査委託料32万6,000円の減は、業務完了に伴うものでございます。

最下段、項の5住宅費、目の1住宅管理費449万8,000円の減は、町営住宅親鼻団地屋根防水工事に係る

事業費の決定に基づくものでございます。

10ページに移り、上段から2段目、款の10教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費、節の8報償費10万円の増及び節の9旅費10万円の減は、皆野っ子学力向上推進事業の外部講師に係る交通費の計上がえでございます。

最下段、項の5社会教育費、目の4総合センター費127万円の追加は、総合センター2階テラスの防水修繕工事費の追加でございます。

11ページに移り、上段から2段目、項の6保健体育費、目の1保健体育総務費、節19負担金、補助及び交付金、埼玉県スポーツ推進委員協議会負担金7,000円の増は、負担金の精算方法の変更によるものでございます。目の3温水プール費、節11需用費、修繕料20万6,000円の増は、温水配管の修繕工事費の追加によるものでございます。

次の項の7育英奨学資金費、目の1育英奨学資金費、育英奨学資金貸付金36万円の増は、対象者1名の増によるものでございます。

最下段、款の12公債費、項の1公債費、目の1元金55万4,000円の増及び目の2利子187万5,000円の減は、主に平成17年度臨時財政対策債及び減税補填債の利率見直しに伴うものでございます。

12ページに移り、款の13諸支出金、項の2基金費、目の1財政調整基金費521万4,000円の増は、歳入歳出差し引き額の調整に伴う財政調整基金への積み立てでございます。

13、14ページが給与費明細書、15ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第40号、平成28年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。ページ数を添えてご質問ください。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 3ページの款14国庫支出金、項2の国庫補助金、目1の民生費国庫補助金の関係なのですが、臨時福祉給付金ということで約3,322万円の追加補正であります。総務課長の説明の中でも触られたのですが、消費税10%増税が今臨時国会の中で正式に2019年の10月からというふうに決まったようです。それに関連する経済対策分ということでの補助金であろうかというふうに思います。具体的にどういった支給といたしますか、何か話によりますと、半年分3,000円を2年半分まとめて1万5,000円を今回低所得者に補助するという内容のようです。そういったことでよろしいのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、5ページの項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料、産業医委託料12万円については総務課長のほうから新たな追加事業ということで説明がございました。その下の職員採用試験問題等委託料の内容につきまして、追加募集の関係だというふうに説明をされたのですが、具体的に来年4月の新採については、一般職5人、保健師1人、社会福祉士1人ということであったかと思うのですが、追加募集の関係と、現在一般職については内定が何人しているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、9ページの項2の道路橋りょう費、目3の道路新設改良費、節17の公有財産購入費、町道皆野181号線の土地購入費ということになるかと思うのですが、これ全額この土地購入費に当たるのかなと思うのですが、追加補正になった理由についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 11番、内海議員さんのご質問の3ページ、歳入の中段、臨時福祉給付金国庫

補助金の内容についてお答え申し上げます。

ご質問にありましたように、消費税を来年4月から10%へとということで予定をしていたのが2年半延びるということですが、その消費税を上げる際に、税と社会保障の一体改革ということでさまざまな改正を行う、その分が行われないことによって8%のしわ寄せ分は低所得者の方に給付をするということでこの間何回も行われてきました。それで、ご質問にありましたように、2年半延びたということは、今現在給付されている臨時給付金が3,000円でございますけれども、その2年半分、5倍、数字上はそういうことになろうかと思えます。ただ、内容としますと経済対策分ということで国から来る給付金でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

歳出5ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、13委託料の産業医委託料12万円の追加でございますが、これは新たにストレスチェック制度の実施というのが従業員が50人以上の事業所について規定をされました関係から、役場につきましても従業員50人以上規模の事業所になりますので、このストレスチェックを実施をいたしました。このストレスチェックの実施の結果、ある得点以上の結果が出た職員から産業医への面接の申し出があった場合には、この面接に応じて産業医の健診をさせるということになりましたので、産業医として新たにこの12万円を追加をさせていただいたものです。

その下、職員採用試験問題等委託料5万4,000円の追加ですが、9月18日に職員採用の試験を実施をいたしまして、一般職が申し込みが23名ありましたところ受験をした者が17名、それで合格した者が5名です。社会福祉士には1名が申し込み、1名が受験をいたしましたが、残念ながら採用にはなりませんでした。保健師も募集をしたのですが、申し込みはゼロでございました。ですから、9月の試験では内定者が5名でございます。そのようなことから再募集を行いまして、12月の4日に教養試験を実施をしております。社会福祉士2名申し込みをいただきまして、1名が受験をいたしました。保健師1名が申し込まれましたけれども、試験を辞退をしております。面接試験を12月の26日に行いますので、再募集の結果についてはまだ出ておりません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

9ページ、目3道路新設改良費、節17公有財産購入費651万5,000円の増額でございますが、こちら場所につきましては、町民運動公園の秩父市側、杉田製作所の脇から6尺の町道があるのですが、それを最終的に武蔵観光バスの倉庫のところまで抜いていく町道の改良でございます。この道路につきましては、地権者の方が昨年の12月に実はお亡くなりになりまして、ご逝去されまして、昨年度予算計上してあったのですが、その後相続が発生しまして、用地交渉を継続してまいりましたが、調印に至らない現状がありました。その後その方の相続が9月の末に完了しまして、用地交渉を継続していたものですから、お話をお伺いしましたところ内諾が得られたということで今回予算計上したものでございます。

以上でございます。

○11番（内海勝男議員） いいです。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 1つだけ質問というか、要望をしておきます。

10ページの項社会教育費、4の総合センター費なのですが、総合センターのテラス防水修繕工事費ということです。先ほど午前中の討論の中でも町の施設が大変老朽化していて大変な修繕費がこれからかかるのだということでお話もありましたけれども、総合センターについても一つ私のほうからも来年度の予算要望の中に入れてきましたけれども、早急に対策をとっていただきたいものが総合センターの中のトイレ、1階の女子トイレの傷みが大変ひどいということで、もう鍵がうまくかからないとか、ドアの下のほうがぼろぼろになっているとか、においもきついというような苦情というか私のほうにも来ましたので、ぜひこの辺についても早急に改善をお願いしておきますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 歳入のところで、最初に子どものための教育・保育給付金国庫負担金1,978万円ほど入ってまいりまして、これが7ページのほうに行きまして、支出で子どものための教育・保育料という項目が出てまいりますけれども、補正で大分こうにふえてくるころの根拠的なお話をちょっとお聞かせください。

それから、9ページ、款の8土木費で、都市計画基礎調査委託料、少し減額になりましたけれども、どのような調査が、減額になったみたいですが、実際やられている部分はどのような調査なのか教えてください。

それから、きょう午前中の一般質問でお話しさせてもらって、議会だより明るいものにぜひというお話させていただいて、前向きにご検討いただける感じをいただきましたけれども、そんなところで迅速に、ただいま来年度予算が急ピッチで組まれ始めているようにお聞きしましたので、迅速にこれをぜひ要望を上げさせていただきたいかなというところで、我々広報の編集の広報常任委員会では総意はそっちの方向になっているのを確認しておりますので、ぜひ他の議員の皆様にもご理解いただく上で、ちょっと先ほど事務局長に実際どのぐらい要望したくなるかという数字的なものももしわかったらいいのだけと言ったら、早速何かちょっとしたものを教えていただけそうなので、その辺のところをこの際お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後にもう一点、ふれあい館、水と緑のふれあい館のそばが始まったといういい広告が入ったのですが、広告で入って配られたわけですが、それでその中読んだら愛称が決まったと、合歓の湯だと書いてあったのですが、合歓の湯はどのような過程でその愛称が決まったか、ご存じだったら教えてください。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

国庫補助金と、それから県の補助金の中に出てまいります子どものための教育・保育給付費国庫負担金あるいは県費負担金、これは教育とありますけれども、保育料に対する国、県のそれぞれの負担割合に基づく負担金でございます。歳出にも同様に計上ございますが、ことしは大変多いお子さんが保育を希望しておられまして、待機児童を出さないという方針のもとに枠いっぱい受け入れていただいた関係上、支出も増額となりましたが、それに見合うだけの国、県の負担金をここで受け入れるというものでございます。

総額といたしますと、歳出ベースで申し上げますと、今年度の支出見込み額は総額で2億2,000万円程度になるかと思っております。したがって、補正の額も見た目では大変大きな額となっておりますが、そういった事情によるものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんからご質問のありましたページで言いますと9ページの都市計画基礎調査の内容でございますが、この都市計画基礎調査につきましては、都市計画法の第6条に規定がございまして、おおむね5年ごとに都市計画区域について人口規模、土地利用、交通量等の現況について調査するものでございます。人口につきましては、人口、世帯数と、また農地転用状況調査としまして、住宅地ですとか工業地、公共用地、その他面積の別などを調査いたします。また、建築状況調査としまして、新築、増改築、移転等の用途別、これも住宅、集合住宅、商業、工業、その他の別というような形で調査をして基礎的なデータを収集するものでございます。その事業完了見込みに伴いまして今回減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんからのご質問にお答えします。

先ほどのふれあい館の愛称でございますけれども、ふれあい館につきましては、ことしの4月からシルバーのほうに指定管理をお願いしております。10月になりましてシルバーのほうから、先ほどお話が出ましたそばと、あと水と緑のふれあい館、呼びやすくするようなことを検討したいということがありまして、シルバーのほうで検討いたしまして、この愛称であります合歓の湯と、11月から決定したということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 議会事務局長。

○事務局長（豊田昭夫） 3番、小杉議員さんからの議会だよりにつきましてご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

現在1回8ページ、4,100部を印刷し、定例会ごと4回の内容で年間32ページとして印刷をさせていただいております。全てのページを1色ということで発行しておりますけれども、消費税を含めまして約107万円発行費用はかかってございます。こちらの全てのページをカラーとしますと、約184万円程度の費用がかかってくるかと思われまます。県内の町村の先進的な議会だよりの発行状況を見ましても、表紙、裏表紙はカラー刷り、その他のページは2色刷りとしているところが多いようでございます。秩父郡市内の状況ですけれども、秩父市では全てのページを青と黒の2色刷り、横瀬町におきましては、平成28年6月の定例会の模様を掲載した8月発行から表紙、裏表紙をカラー印刷刷り、その他のページにつきましては1色刷りとしてございます。小鹿野町につきましては、皆野町と同様、全ページ1色刷りでございます。長瀬、東秩父につきましては、現在のところ議会だよりは発行は行ってございません。

このようなことから、読んでみたくなる紙面づくり、広報常任委員会で委員の皆様、工夫を凝らした見出し、割り付け、余白取りなど取り組んでおられますが、しかしながらこの表紙だけはカラーで印刷したいという場合が出てくるかと思われまます。そのことを考えまして、4回のうち2回程度を表紙、裏表紙をカラーとし、その他のページは1色刷りとした場合に122万円の予算化が必要になってくるかと思われま

す。年明けますと平成29年度予算編成の審査が始まります。財政当局にもこういったことを訴えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 国も時にちゃんと補助してくれるところは補助してくれているのだなという感想を1点持ったところでもあります。この後子ども医療費の話も盛り上がるのかと思いますけれども、子育て支援の一環として国もちゃんとふやしてくれるところもあるのだなという認識を持ったりもいたしました。

それで、ふれあい館、水と緑のふれあい館、おそばが復活してまた盛り上がるというわけなのですが、お聞きしましたところ、シルバーのほうで愛称をつけたと、町が何か、こう言ってはなんだけれども、シルバーに結構補助的なものをしているという立場で、町にお伺いしなくもいいのかもしれないけれども、皆さんから募集という手段がなかったのかなという感想を持ちました。

それと1点、合歓の湯となったときに、私の周りの人の中で、何か湯治場的な名前にも聞こえちゃうのねと言った人がいたものですから、公募みたいのがあったのだったらしょうがないなというところで説明したかったのですが、公募はどうもなかったようで、合歓の湯もシルバーの方が考えてくれたのでしょうけれども、わかりました。

それと、今お聞きしました議会だよりに関しては参考にさせていただき、予算化に間に合うよう迅速によろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第11、議案第41号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第41号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提

案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,628万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,997万1,000円とするものです。

歳入では、国、県支出金などの交付決定による減額、歳出では、介護給付費等に係る支給見込みによる補正を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第41号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。さらに1枚おめくりをいただきまして、事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金222万7,000円の減額、次の項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金（介護予防事業）742万9,000円の減額、目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）24万円の減額は、それぞれ国からの28年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金82万6,000円の減額、目2地域支援事業支援交付金959万9,000円の減額、これも28年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

次の款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金273万4,000円の減額、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）313万1,000円の減額も同様に交付決定額によりまして補正をするものでございます。

続きまして、5ページ、歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。中段の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、年間の見込み額によりそれぞれ補正をするものでございます。目1居宅介護サービス給付費は、補正額はございませんが、充当財源の振りかえをするものでございます。次の目3地域密着型介護サービス給付費2,108万7,000円の追加は、本年度8カ月を経過いたしまして、給付実績に基づき追加計上をするものでございます。

下の段の項2介護予防サービス等諸費、要支援認定の方に対する福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防サービス計画給付費のそれぞれの追加も同様に給付実績に基づき追加するものでございます。

次の6ページになります。中段の款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費684万4,000円の増額も同様に給付実績に基づき追加するものでございます。

次の款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金でございますが、さきの9月議会における補正第1号におきまして準備基金への積み立てを計上いたしましたが、今回の補正による歳入歳出の調整として、基金への積み立てを取りやめまして4,000万円減額するものでございます。

款7予備費につきましても同様に歳入歳出の調整として1,856万7,000円減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第41号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



### ◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第21号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第21号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時54分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎同意第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、同意第21号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第21号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の金子理恵子氏の任期が平成29年6月30日をもって満了することから、次期候補者として常木美登里氏を法務大臣に推薦したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第21号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第21号は同意することに決定しました。



#### ◎同意第22号の説明、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、同意第22号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第22号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員飯野水男氏の任期が平成28年12月23日をもって満了となりますので、引き続き任命したいというものです。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより同意第22号に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。同意第22号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第22号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は無記名投票で行うことに決

定いたしました。

これから同意第22号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に7番、大澤金作議員、8番、新井達男議員、10番、四方田実議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に7番、大澤金作議員、8番、新井達男議員、10番、四方田実議員を指名いたします。

念のため申し上げます。同意第22号に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤径子議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤径子議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第22号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎同意第23号の説明、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、同意第23号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第23号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員横田有正氏が平成28年12月31日をもって辞職することに伴い、後任として堀口元近氏を任命したいというものです。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより同意第23号に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第23号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第23号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第23号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に11番、内海勝男議員、12番、宮原睦夫議員、1番、大塚鉄也議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に11番、内海勝男議員、12番、宮原睦夫議員、1番、大塚鉄也議員を指名いたします。念のため申し上げます。同意第23号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤径子議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤径子議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第23号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しまし

た。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎同意第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、同意第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の平常夫氏の任期が平成28年12月22日で満了することから、後任として宮原本法氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第24号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第24号は同意することに決定しました。



◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、議員提出議案の報告及び上程を行います。

本定例会に議員から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり発議第1号の1件でございます。



◎発議第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、発議第1号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案の説明を省略して、提案者に提案理由の説明を求めます。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出について、皆野町議会会議規則第14条第1項及び2項により議案を提出するものです。

各地方自治体では、地域の実情に応じ工夫を凝らしたさまざまな少子化対策に取り組んできました。特にこども医療費については、全ての都道府県において、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成を実施しています。また、当町においても子育て支援の一環として、15歳までのこども医療費の窓口無料化を行い、子育て家庭を応援しています。さらに、来年4月からは18歳まで拡大していくことになりました。

しかし、国においてはこども医療費の無料化制度はありません。また、国はこども医療費の窓口無料化、現物給付方式を行っている自治体に対し、その自治体の国庫負担金を窓口負担を独自に減免すれば通常より受診と医療費がふえるという理由で減額するというペナルティーを科しています。住民の暮らしと健康を守り、福祉向上を目指す自治体の努力を国が妨げてはなりません。

今回国は多くの住民や自治体の声に押され、こども医療費助成に対する国保の国庫負担金の削減について見直し対象を未就学児まで限定する案が出されましたが、これではペナルティー廃止を求める声に背を向けたものです。今や日本の人口問題は喫緊の課題です。人口減少を食い止め、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる自治体に対しペナルティーを科すことはやめるべきです。

以上の理由から皆野町議会として意見書を上げ、国に要望していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、発議第1号に対する反対討論を許します。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。ただいまの発議案、意見書を提出について反対の討論を行います。

最初に申し上げますが、こどもの医療費無料化ということについては、先ほどの町長提出議案第39号において既に18歳までの医療費無料が可決されております。また、国民健康保険財政調整交付金削減と同じことだと思っておりますが、国民健康保険財政調整交付金の削減については、各方面からの働きかけにより、新聞報道によりますと、11月の30日、政府与党は11月の29日に自治体によるこどもの医療費無料化を後押しする方針を固めたという報道がされ、この国庫負担金の減額調整についても廃止の方向で進んでいると

聞いております。

よって、この意見書は特に町民、当局にとって何のメリットもなし、時期についてはタイムリーではない意見書だと思われまますので、意見書を提出することに対して反対をいたします。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 本発議案に賛成の討論を行います。

この間お金がなくて子供が医者にかかれないということがないように、医療費無料化を求める運動が全国各地で巻き起こりました。各自治体におきましては独自の助成制度を導入する動きがこの間広がってきました。そして、現在全ての都道府県や市区町村においてこども医療費の助成が行われております。2015年3月時点で全国の自治体でのこども医療費の助成は、就学前までが24%、中学校卒業までが67%、それ以上が9%となっているようです。子育て世代を支援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯どめをかけるための重要な施策であり、また子供の貧困問題が広がっている中、その充実は緊急な課題となっております。

しかし、提案者の説明にございましたように、国は窓口負担を軽減すれば通常より受診医療費がふえる、このような理由でこども医療費の窓口無料化を行っている自治体に対し、国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーを科しています。

このように少子化対策に取り組む地方の足を引っ張る国保の国庫負担金減額調整措置を廃止すべきであります。また、国に対しこども医療費の無料化を求める本意見書に賛成いたします。

また、この件に関する先ほどの議案第39号の町長答弁でも触れられておりましたが、町長としても国保財政調整交付金削減の廃止を望んでおります。こうしたこともぜひ加味していただき、全議員の賛成をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はございませんか。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 小杉修一です。私の意見を言わせていただきます。

今日日本全国高齢化、少子化にあって、各自治体が一生懸命いろいろと頑張っております。そんな中で皆野町においては子育て支援の充実をという執行部の考えのもとこども医療費の無料化に取り組み、これを当議会も支持しているのであります。

しかし、今発議されているのは国の政策への注文なのでありますが、皆野町は先ほどの補正予算審議でもお聞きしましたが、国から諸般の助成のもとさまざまな事業を展開しております。そして、先般の新聞報道等によりますと、そんな中、国もこども医療費の対策を前向きに考えているようであり、これは既に全国的な声が届いているからであります。今は安倍総理に期待して、提案の件は猶予すべきと考えます。

また、真摯に発議された常山議員の支持される政党には有力な国会議員の先生方が大勢おられることを私も承知しております。頑張っている地方の自治体を一生懸命応援するよう国に頼んでもらいたいと、その先生方をお願いしていただきたいと思っております。私も地元の関口先生をお願いいたします。四方田議員にも同席願えたらと考えます。そのようなとき今回の決議はないほうが礼儀としてもいいのであります。関口先生は先日の党首討論でも最前列におられました。いよいよの感があります。秩父谷皆野町議会の皆様、

先生の地元で逸することのないよう、どうぞこの辺をご理解してください。そして、我々のやるべきことはもっと自分たちの足元にあるように思われます。その方向で頑張りましょう。

議員の皆様を重ねて申し上げます。皆野町のこども医療費無料化を初めとする子育て支援は、当議会の支持のもと揺るがないのでありますから、今回の発議案は不要と考えます。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大澤径子議員） 起立少数です。

よって、発議第1号は否決されました。



#### ◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

総務教育厚生常任委員長、8番、新井達男議員。

〔8番 新井達男議員登壇〕

○8番（新井達男議員） 総務教育厚生常任委員会よりご報告させていただきます。

平成28年度皆野町議会総務教育厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会合同視察がありました。研修日程は、平成28年11月9日、10日両日です。

私のほうは総務教育厚生常任委員会ということで、そちらのほうだけご報告させていただきます。研修地、新潟県阿賀野市、研修事項、阿賀野市笑顔あふれる健康寿命のまちづくりの取り組みについて。既に配付のとおり、皆さんのお手元に報告書が届いていると思います。お目通りしていただいたとおりですので、報告書とさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

---

◇

◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤径子議員） 追加日程第8、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

産業建設常任委員長、4番、宮前司議員。

〔4番 宮前 司議員登壇〕

○4番（宮前 司議員） ただいま合同視察ということで、総務教育厚生常任委員会の次の日に産業建設常任委員会、平成28年11月10日、見附市の空き家対策の取り組みについて視察研修をしてまいりました。

内容といたしましては、報告書のとおりであります。それにつけ加えますと、見附市内の道の駅のパティオを視察し、第1回トイレ賞の大賞を受賞、越後杉をふんだんに使ったきれいなトイレでした。

帰りがけに群馬県利根郡にある道の駅川場に寄りました。東日本第1位に選出され、平成27年10月には全国の道の駅で初めて第7回観光庁長官賞を表彰されました。国道から5キロも奥に入る道の駅で、大変驚いたところです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

---

◇

◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第9、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。

---

◇

◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第10、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。

---

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。

---

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

---

◇

◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。

平成28年第4回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 大 澤 金 作

署 名 議 員 新 井 達 男